

監査確認項目リスト(Compliance Criteria)

■注意事項■

- ・ この監査確認項目リストは、FLOCERTにより発行されるCompliance Criteriaをベースに、日本語翻訳を追記したものです。日本での適用を考慮し、日本語訳と英文との内容が異なる箇所がございます。
- ・ 日本での該当事業者がない確認項目に関しては、日本語訳が記載されていない箇所があります。
- ・ 認証事業者の各役割に該当する項目は、表中の[Applicable for]の欄にてご確認ください。

<<各役割の適用項目>>

生産者にフェアトレード価格とプレミアムを支払う組織： ペイヤー

卸・製造組織： 製造・卸

ライセンス、小規模ライセンス： ライセンサー

- ・ 表中の[Criteria Type]は以下を指します。
C: 一般項目
M: 重要項目 ※不遵守が確認された時点で、認証が「一時停止」されることがあります。
V: 発展項目 ※実施されていなくても不遵守とはなりません



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
	0				Preparation Questions					
	1				General Requirements					
	1.1				Right to Trade Fairtrade Products					
1.1.1	1.1.0.01	ペイヤー、製造・卸、ラ イセンシー	ALL	M	認証事業者は、認証原料(製品)の売買をするために、FLJから発行された有効な仮認証書(Permission to Trade)、または有効な認証書を保持していること。仮認証を取得する前に認証原料を購入した場合、購入に関する文書(契約、請求書、在庫記録)および/または製品に、それがフェアトレード製品であることを示していない。	いいえ		はい		
1.1.2	1.1.0.02	ペイヤー、製造・卸、ラ イセンシー	ALL	M	(追加組織へも適用される)追加組織を含む、通知、または非通知監査を受け入れること。監査に関連するすべてのサイトへのアクセスを提供し、監査には責任を持つスタッフを同席にさせる。また、適合・不適合を検証するために必要なすべての情報を提供する。	施設への立ち入りが拒否された。	提供された情報は、監査を完了させるのに不十分であった、または、ある特定書類、場所、インタビューを受ける人へのアクセスが拒否された、または、遵守しているかを確認するのに必要な情報を提供する責任者が不在であった。	情報、サポート、サイトへのアクセスは監査を完了させるのに十分であった。		監査のために適切な準備がされている。また、すべての要求書類、従業員、施設へのアクセスが提供された。さらに、監査人が自由に監査を行い、迅速に、また容易に遵守/不遵守が判断でき、機密インタビューも可能であった。
FLJ	1.1.0.03	ペイヤー	ALL	M	(輸入組織)認証事業者は、四半期ごとに、すべての取引において支払ったフェアトレード価格、もしくはプレミアムをFLJに提出すること。	監査対象期間中に、報告書が提出されていない。	報告書が提出されたが、未報告の項目がある。または期限内に遅れて提出された。	報告書は不備なく、期限内に提出された。		
1.1.3	1.1.0.05	ペイヤー、製造・卸	ALL	C	(認証範囲に含まれていない施設には適用されない) 認証事業者に付随する、フェアトレードに関連する活動を行っている全ての製造委託組織、倉庫会社などがFLJに登録されていること。詳細はFLJウェブサイトに記載されている「認証・ライセンスの取得」を参照すること。また、「製造委託組織」として登録された組織が、製造委託組織の定義に該当していること。	認証原料(製品)を取り扱う、全ての製造委託組織、倉庫会社が、FLJに登録されていない。または、登録された製造委託組織が、製造委託組織の定義に該当していない。	認証原料(製品)を取り扱う、いくつかの製造委託組織、倉庫会社などがFLJに登録されているが、登録されていない組織もある。または、登録された製造委託組織が、製造委託組織の定義に該当していない。	認証原料(製品)を取り扱う、すべての製造委託組織、倉庫会社がFLJに登録されており、製造委託組織の定義に該当している。		
1.1.3	1.1.0.06	ペイヤー、製造・卸	ALL	C	認証事業者は、自身が100%所有していない追加登録組織(倉庫会社、製造委託組織)と、次の事項について書面で合意がなされていること: 国際フェアトレード基準の遵守、FLJが各事業者の現地監査を行う権限を持つこと また、再委託がある場合にも上記事項に関して同意を得ること。	契約書が無い。	契約書に、要求された事項がすべて含まれていない。もしくは、いくつかの製造委託組織、倉庫会社と契約書が無い。	すべての製造委託組織、倉庫会社と契約書がある。		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
1.1.4	1.1.0.07	ペイヤー, 製造・卸	ALL	M	認証事業者は、関係する製品に対し FLOCERT または FLJ から認証又は仮認証を受けた生産者・認証事業者から、国際フェアトレード認証原料（製品）を購入していること。	いいえ		はい		
1.1.4	1.1.0.08	ペイヤー, 製造・卸	FSI Cotton	C	(FSI コットン) 認証事業者は、FLOCERT から有効な仮認証、認証又は検証 (verification) を受けた生産者・認証事業者から、認証原料（製品）を購入していること。	いいえ		はい		
1.1.5	1.1.0.09	ペイヤー, 製造・卸	ALL	C	消費者向け包装をしていない、フェアトレードとして販売される原料（製品）は、FLOCERT、または FLJ、フェアトレードオーストラリア & ニュージーランドによって発行された、取引される製品に対し有効な認証又は仮認証を有するトレーダーにのみ販売されている。	いいえ		はい		
1.1.5	1.1.0.10	ペイヤー, 製造・卸	FSI Cotton	C	(コットン) (FSI に参加している事業者に適用) 消費者向け包装がされていない FSI 調達コットンは、有効な監査を受けたトレーダーにのみ販売されている。	いいえ		はい		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
1.1.6	1.1.0.11	バイヤー	ALL	C	(生産者からの最初の購買者) (契約栽培組織から購入する場合には適用されない) 認証事業者は、認証原料 (製品) を生産者の個人からではなく認証を受けた生産者組織から購入すること。もしくは、生産者の個人からしか購入することができないことを、各国・地域の法規制を用いて明らかにすること。または、生産者組織からの、個人メンバーとの取引の方が利点があることを示した書面での要求を示すこと。その際、認証事業者と生産者の契約において、トレーサビリティ、数量、価格、納品条件、支払い条件、請求方法が記載された契約があることを明らかにすること。	認証事業者は、なぜ生産者組合から購入することができないのか、という理由を示さずに、個人生産者から購入している。	契約書に記載されている内容が、本要求事項で要求されたすべての内容を含まない。	認証事業者は、個人生産者から購入しているが、本要求事項で要求されているように、なぜ生産者組合から購入できないのかという理由を示すことができる。	ランク3に加え、認証事業者は、購入に関する書類的コピーを、組合に定期的に提供している。	認証事業者は、生産者組合からのみ購入している。
1.1.7	1.1.0.12	バイヤー、製造・卸、ライセンシー	ALL	C	(前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者、及び/または、取引先のサプライヤー/バイヤーが認証一時停止になっている認証事業者にのみ適用) 認証一時停止中の認証事業者は、新規のフェアトレード認証契約を結ぶことができない。または、認証一時停止中の貿易相手と、新規のフェアトレード契約を結ぶことはできない。一時停止される前12カ月以内に、1回以上取引があった貿易パートナーとは一時停止期間中でも新規の契約を結ぶことができる。ただし、一時停止中に取引される数量は、その取引先と過去12ヶ月間取引された数量の50%までとする。	認証一時停止期間中に許可された契約の取引量を越えた取引をした、または、認証一時停止になった後、新規の認証原料 (製品) に関する売買契約を締結した。	認証一時停止期間中に許可された契約の取引量を越えた取引を行った履歴がなく、かつ、認証一時停止後、新規の認証原料 (製品) に関する売買契約を締結した履歴がない。			
1.1.7	1.1.0.13	バイヤー、製造・卸、ライセンシー	ALL	C	(前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者、及び/または、取引先のサプライヤー/バイヤーが認証一時停止になっている認証事業者にのみ適用) 認証事業者は、認証一時停止期間中、存在するフェアトレード契約を履行しなければならない。	取引相手の同意なしに、契約を履行していない。		契約を履行している。		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
1.1.8	1.1.0.14	ペイヤー、製造・卸、ラ イセラー	ALL	C	(過去に認証を取消された事業者、もしくは、認証を取消された/取消されている取引先がある認証事業者にのみ適用) 認証事業者はフェアトレード契約があっても、認証を取消された日からフェアトレード認証製品の取引を中止しなければならない。しかしながら、認証を取り消された日以前に取引された認証原料(製品)は、取り扱うことが出来き、該当する場合にはプレミアムの支払いをすることもできる。	いいえ		はい		
1.1.9	1.1.0.15	ペイヤー、製造・卸、ラ イセラー	ALL	C	認証事業者は、FLJへ担当者を1人任命していること。任命された担当者は、連絡先詳細や認証に関わる情報(会社名の変更、法的地位の変更など)に変更が生じた場合、FLJに速やかに報告していること。	フェアトレードの担当者が任命されていない。	担当者は、フェアトレードの活動に関し社内での責任を負っていない、もしくは基準の順守を保証するための手段を持っていない、もしくは関連する情報をFLJに提供していない。	はい		
1.2					#N/A					
1.2.1; 1.2.2	1.2.0.01	ペイヤー、製造・卸、ラ イセラー	ALL	C	(最終包装製品及び半製品のパッケージ、その他広報物において、国際フェアトレード認証ラベル、または国際フェアトレード認証を参照している認証業者のみ適用する) 認証事業者は、国際フェアトレード認証製品とその他広報物における認証ラベルの使用、国際フェアトレード認証についての言及について、(使用する前に) FLJと有効な契約を締結していること。また、事前に記載内容についてFLJから承認を受けていること。	契約も締結されておらず、承認も受けていない	FLJまたは、Fairtrade Internationalと契約を締結しているが、すべて、又は一部の製品パッケージ、販促物等に関して承認を受けていない。	認証ラベルの使用に関して、契約を締結しており、かつすべての製品パッケージ、販促物に関して承認を受けている。		ランク3に加え、事業者がサプライチェーン内の製造組織で製品の包装している場合、認証事業者は承認を得た認証ラベル使用申請書のコピーを製造組織へ提出している。
1.2.2	1.2.0.02	製造	ALL	C	(ライセンスの製品を包装する製造組織にのみ適用) 認証事業者はCONNECTの製品承認記録、または製品申請書のコピーを有していること。	いいえ		はい		
1.2.3	1.2.0.03	ライセンス	ALL	C	(バナナには適用されない) (FSIIに関する公表を行う認証事業者のみに適用) 製品パッケージ以外の認証原料調達に関する発表(調達量など)は、公に発表される前にFLJによって承認されなければいけない。	いいえ		はい		
1.3					FLOCERT Requirements					



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
FLOCERT requireme	1.3.0.01	ペイヤー、製造・卸、ラ イセラー	ALL	M	前回の監査で指摘された不遵守項目は全て是正されていること。	前回の監査で指摘された不遵守項目について、それを改善するための行動がなされていない。	改善する為の何らかの行動がとられたが、基準を完全に遵守している状態には至っていない。	監査で指摘された不遵守項目について、それを改善するための適切な行動がとられた。		ランク3に加え、認証事業者は原因分析をし、再発防止のための策を取っている。
FLOCERT requireme	1.3.0.02	ペイヤー、製造・卸、ラ イセラー	ALL	C	(例外が適用された認証事業者にのみ適用) 認証事業者は、例外申請をしているとともに、許可された例外事項を満たしていること。	いいえ		はい		
FLOCERT requireme	1.3.0.03	ペイヤー、製造・卸	ALL	C	(国際フェアトレード基準要求事項の遵守に関して、または認証原料(製品)に関して、苦情を受け取った認証事業者にのみ適用) 認証事業者は、適用される、国際フェアトレード基準要求事項の遵守に関する全ての苦情やフォローアップ活動を、管理し記録すること。また、これらの記録は、監査人が閲覧可能な状態にされていること。	苦情を受領したが、フォローアップ活動がなされておらず、記録として残されていない、もしくはこれらの記録が監査人が閲覧できる状態ではない。	苦情を受領した際の処理について、手順が記されている書類があるが、フォローアップ活動がなされておらず、記録として残されていない、もしくはこれらの記録を監査人が閲覧できる状態ではない。	苦情を受け取った際、その処理とフォローアップ活動について記された適切な書類がある。監査人は、これらの書類を閲覧できる。		苦情処理の方法について手順書がある。また、苦情はその方法に従って処理されている。さらに、フォローアップ活動も含めて記録されており、監査人がこれらの記録を閲覧できる。
FLOCERT Requireme	1.3.0.04	ペイヤー、製造・卸、ラ イセラー	ALL	C	(前回の監査以降、認証一時停止になっている認証事業者にのみ適用) 認証が一時停止になった時点より、事業者はフェアトレード認証を受けていることを示唆する表記や広報物等の使用をしてはならない。	いいえ		はい		
FLOCERT Requireme	1.3.0.05	ライセラー	ALL	C	(小規模ライセラー) 認証事業者は、FLJの小規模ライセラー定義に該当していなければならない。	いいえ		はい		
FLJ	1.3.0.07	ライセラー	ALL	C	認証事業者(ライセラー)は、ライセンスの更新手続きをしていること。	契約更新がすすんでいない。		はい		
FLOCERT Requireme	1.3.0.09	ペイヤー、製造・卸、ラ イセラー	Cocoa	M	(コートジボアール)(カカオ) You comply with all obligations made by the Conseil du Café Cacao (CCC) and their regulations (décrets) as they apply to sustainable cocoa.	規定に違反している。	認証事業者は規定を完全に実行することができていない。	認証事業者は、CCC規定と持続可能なココア調達に順守している。		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5	
FLJ	1.3.0.10 FLJ	ライセンス	ALL	C	認証事業者は販売報告書を提出すること(小規模ライセンスは1年に1回)。販売報告で報告されている販売量は、管理システムに基づき適性に報告され、ライセンス料(該当する場合のみ)は適切に算出されている。	いいえ	はい				
					Trade						
					Traceability						
					Documentary Traceability Requirement						
2.1.1.	2.1.1.01	バイヤー、製造・卸	ALL	M	認証事業者は、追加施設(保管倉庫、製造委託組織など)とのやり取りを含め、販売と購入に関するすべての書類において(例:請求書、納品書、注文書など)、認証原料(製品)を「フェアトレード」として明確に識別すること。 このことは、製造委託組織との間で送受信されるすべての関連ドキュメントにも適用される。	すべての書類において、フェアトレードに関する記載(例:「フェアトレード」もしくは類似した表現)が抜けている。	フェアトレードに関する記載はあるが不十分である。つまり、すべての製品(原料)、すべての売買に関する書類に記載されていない。 (例:「フェアトレード」や類似の表現は請求書に記載されているが、他の書類には使用されていない)	すべての書類において、フェアトレードに関する記載(例:「フェアトレード」もしくは類似した言葉)がある。(例:「フェアトレード」や類似の言葉は請求書に記載されており、他の書類でもそれらの言葉が見つけられる)	フェアトレードに関する活動は記録され、随時その記録はマネジメントシステム(ERP)で更新されて管理されている。(つまり、すべての契約書、請求書、バランスシート、運送記録、梱包リストなどにおいて「フェアトレード」という言葉、もしくは類似した言葉が一貫して確認できる)		
2.1.1.	2.1.1.02	バイヤー、製造・卸	ALL	C	フェアトレードに関する書類には、トレースが可能であるように以下のことが記載されていること。 ・バイヤーとサプライヤー双方のFLO-IDと認証事業者名 ・取引日 ・売買時における認証製品(原料)の数量と物理的形状 ・フェアトレード価格、フェアトレード・プレミアム、前払いの詳細情報(バイヤーと生産者、またはコンペイヤー間の取引の場合)	すべての情報が記載されていない。	リストにあるいくつかの項目がすべて、またはいくつかの売買書類において記載されていない。	監査時に、すべての詳細をトレースすることが可能である。(書類にFLO-IDが記載されていなくても、データベースで確認できればよい)	すべての詳細情報はデータベースに保存され、フェアトレードとの関連付けがなされている。	詳細情報は、フェアトレードに関連付けられてデータベースに保存されている。かつ、常に最新の情報に更新されている。(売買に関する書類には、サプライチェーンすべてにおける詳細が記載されている)	
2.1.1./ FLOCERT req 2.1.1.05		バイヤー、製造・卸	ALL	M	認証事業者は、認証製品(原料)を非認証製品として販売する際、製品、パッケージまたは書類その他にある、フェアトレード製品であることを示す箇所を取り除き、消費者および取引先に、認証製品(原料)でないことを明確にすること。	「フェアトレード(Fairtrade)」や類似の表現が、非フェアトレード製品販売のすべての書類、包装などに記載されている。	請求書、製品パッケージ、製品から「フェアトレード(Fairtrade)」、もしくは類似の言葉は削除されているが、他の書類に関連する語句が記載されている、もしくは請求書に「フェアトレード」と表記されているものがある。	「フェアトレード(Fairtrade)」、もしくは類似の言葉が、すべての請求書、製品、製品パッケージ、かつ、他の購買書類から削除されている。もしくは、それができない場合は、バイヤーに対してフェアトレード認証製品でないことを明確に伝えている。			



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.1./FLOCERT req 2.1.1.06		ペイヤー、製造・卸、ライセンシー	ALL	C	認証事業者は、通常の販売が、認証製品の販売と何らかの関係があるといったことを、直接的にも間接的にも示唆してはならない。	通常の販売と認証製品の販売とに何らかの関係があることが、直接的に示唆されている。		通常の販売と認証製品の販売が関係しているという証拠が無い		
Fresh Fruit 2.1.2 (SP) 2.1.1.07		製造	Oranges	C	(Oranges for juice) (Conveyor, exporter, processor) You keep records of the volumes of oranges for juice bought and processed from each producer organization, the date of delivery, and the quantity of orange juice sold.	Records of the volumes of Fairtrade oranges bought and processed from each producer organization are missing.	Records of the volumes of Fairtrade oranges bought and processed from each producer organization exist but are incomplete.	Records of the volumes of Fairtrade oranges bought and processed from each producer organization are available. Complete processing and Fairtrade sales records with a reference to sales		There is a management system in place that allows records to be always up-to-date and available upon request. Complete records as part of a database of stock, processed volumes, purchases and sales and
Seed Cotton 2.1.1	2.1.1.09	ペイヤー、製造・卸	FSI Cotton	C	(Seed cotton) (Applicable if you operate under the FSI model) Besides the Fairtrade reporting requirements set in 1.1.0.16 (Payers) or 1.1.0.17 (Non-Payers), you provide additional traceability information allowing the certification body to trace all FSI cotton sales (output) back to the corresponding Fairtrade purchases (input).	No additional traceability information provided		Additional traceability information provided		
2.1.2.	2.1.1.12	ペイヤー、製造・卸	ALL	M	認証事業者は認証製品（原料）の全ての搬入、加工および販売に関する記録を保持すること。記録は、FLJ（認証機関）が認証製品（原料）の出荷から搬入まで遡って追跡できるようにされていること。フェアトレードとして販売された重量は、歩留まり率(重量の減少)を考慮して、フェアトレードとして購入した重量を超えていない。	認証事業者は記録を残していない、もしくは、監査の時にそれらの記録が入手できない。かつ/もしくは、5%以上の過剰販売が予想される、もしくは、計算するシステムが無い。	認証事業者は記録を残しているが、記録に不備がある、もしくは、監査のときにすべてが入手できない。かつ/もしくは、1-5%の過剰販売が予想される。	認証事業者は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。過剰販売は確認されず、万が一あった場合でも、予想される過剰販売は1%以下である。	認証事業者は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。過剰販売はない。	FLJが、変更点、関連するレシビと歩留まりを含むフェアトレード認証に関わる製品のアウトプットからインプットを、容易に遡ることができる管理システムがある。認証事業者は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。認証製品と通常製品を混合しておらず、原料調達記録システムにもミスが無い。



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.2	2.1.1.13	ペイヤー, 製造・卸	ALL	C	追加施設(保管倉庫、製造委託組織など)は、認証事業者から受領および発送した全ての認証製品(原料)の数量を記録すること。物理的トレーサビリティが適用される場合には、記録は、FLJ(認証機関)が認証製品(原料)のアウトプットからインプットを遡って追跡できるように管理されていること。	追加施設は、記録を残していない、もしくは、監査のときにそれらが入手できない。かつ/もしくは、5%以上の過剰販売が予想される、もしくは、算出するシステムが無い。	追加施設は記録を残しているが、記録に不備がある、もしくは、監査のときにすべてが入手できない。かつ/もしくは、1-5%の過剰販売が予想される。	追加施設は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。過剰販売は確認されず、万が一あった場合でも、予想される過剰販売は1%以下である。	追加施設は記録を残しており、監査の時にそれらは入手できる。記録は適切になされている。過剰販売なし。追加施設は、受領した製品の記録と、生産者に贈り返した製品の記録を残している。	FLJが、変更点、関連するレシビと歩留まりを含むフェアトレード認証に関わる製品のアウトプットからインプットを、容易に遡ることができる管理システムがある。追加施設は記録を保管し、監査の際に監査人が入手できるようにしている。記録は常に正確である。製品の混同はなくミスが無い。そして調達記録システムを遵守している。
2.1.13 (Cocoa, cane : 2.1.1.14		ペイヤー, 製造・卸	Sugar, Cocoa, Fruit Juice, Tea	C	(カカオ、さとうきび、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶)(認証原料、中間製品を販売する場合に適用される) 売買に関する書類には、製品が物理的トレーサーがとれたものか、マスバランスが適用されたものなのかを明記すること。	売買に関する書類(契約書、発注書など)に記載が全くない。		売買に関する書類(契約書、請求書、納品書など)に明確に記載されている。		
FLOCERT Requirement 2.1.1.15		ペイヤー, 製造・卸	Sugar, Cocoa, Fruit Juice, Tea	C	(カカオ、さとうきび、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶)(認証原料、中間製品を購入する場合に適用される) 売買に関する書類には、製品が物理的トレーサーがとれたものか、マスバランスが適用されたものなのかを明記すること。	購入に関する書類(契約書、請求書、納品書など)に記載が全くない。		購入に関する書類(契約書、請求書、納品書など)に明確に記載されている。		
FLOCERT Requirement 2.1.1.16		ペイヤー, 製造・卸, ライセンシー	ALL	C	(複合材料原料、コットン/テキスタイルを販売している場合に適用) 売買に関する書類に適用されているプログラム名を記載すること。 複合材料製品の場合: ATCBまたはFSI コットンの場合: ATCB、FSI、テキスタイル基準	売買に関する書類(契約書、発注書など)にプログラム名の記載が全くない。		売買に関する書類(契約書、請求書、納品書など)に明確に記載されている。		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Herbs & herbal teas (2.1.1.17)		ペイヤー、製造・卸、ライセンサー	Herbs, herbal teas & spices	C	(Dried herbs) (Only applicable if you sell or buy dried herbs grown by Hired Labour companies) You clearly indicate on purchase and sales documentation that these herbs are 'eligible for tea products only'.	No indication can be found in the sales documentation (contract, or invoice, or delivery note).		A clear indication can be found in the sales documentation (contract, or invoice, or delivery note).		
2.1.2										
2.1.3	2.1.2.01	ペイヤー、製造・卸	ALL	M	(すべての組織に適用される) (カカオ、さとうきび、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を売買または加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿織り以降の加工を行う組織、金の調達プログラムの場合は、物理的トレーサビリティの実施を希望する場合のみ本項目は適用される) すべてのサプライチェーンの段階において、認証製品(原料)は非認証製品(原料)を物理的に分けて管理すること。認証製品(原料)は、非認証製品(原料)と混同しないこと。 認証製品(原料)は、非認証製品(原料)とは分けて、輸送、保管、加工・製造及び納品されること。	認証製品と非認証製品が分けられていない。認証製品を分けて管理するシステムが無く、混同している。	認証製品と非認証製品が、明確に分けられていない、もしくは、一部分しか分けられていない。生産中に混同することが容易に起こり得る。	認証製品と非認証製品が分けられている。認証製品を分けて管理するシステムがある。	ランク3に加え、原料(製品)を区別するマークがあり、認証原料と非認証原料とが明確かつ容易に識別できる。	ランク4に加え、認証製品を追跡できる管理システムがある。
2.1.4; 2.1.5	2.1.2.02	ペイヤー、製造・卸	ALL	C	(すべての組織に適用される) (カカオ、さとうきび糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を、売買または加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿織り以降の加工を行う組織の場合は、物理的トレーサビリティの実施を希望する場合のみ本項目は適用される) 取引に関連する記録と書類と共に、製品ロット番号や識別マークなどを用いて、すべての段階(例: 保管、輸送、加工、包装、表示及び取扱い)および販売時において、認証原料(製品)をフェアトレードとして識別できるようにすること。	フェアトレード認証原料(製品)が、いかなる生産過程においても、また記録や書類においても、認証原料(製品)として識別されていない。書類、記録、製品に付与されている識別マークにおいて、認証原料(製品)と識別できるような言葉(ナンバー)が表記されていない。	製品が、認証原料(製品)であると容易に判別できず、識別マークが明確に示されていない。また、識別マークが頻りに欠けており、いくつかの記録はフェアトレード認証として判別できない。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確に、そして「フェアトレード」か、もしくは類似の言葉と共に記載されている。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確で、製品ロット番号が用いられており、かつ「フェアトレード」かそれに類似した言葉が明確に使用されている。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確で、製品ロット番号が用いられており、「フェアトレード」かそれに類似した言葉が明確に使用され、かつ、販売者と買い手の名前とFLO IDが明記されていること。認証製品を追跡できる管理シ



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.6	2.1.2.03	ペイヤー, 製造・卸	Sugar, Cocoa, Fruit Juice, Tea	C	<p>(カカオ、さとうきび糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、茶) (自発的な物理的トレーサビリティを希望する場合のみ本項目は適用される)</p> <p>認証製品 (原料) は、物理的トレーサビリティの基準を遵守している認証事業者から調達されていること。</p> <p>これらの製品 (原料) は、売買のとき、製品パッケージまたは請求書などの関連する書類上で物理的トレーサビリティを有する認証 (原料) として識別されなければならない。</p>	<p>認証製品 (原料) は、物理的トレーサビリティに対して認証を受けていない認証事業者から購入されている。</p>	<p>認証製品 (原料) は、物理的トレーサビリティに対して認証を受けている認証事業者から購入されているが、パッケージや関連する書類に記載がない。</p>	<p>認証製品 (原料) は、物理的トレーサビリティに対して認証を受けている認証事業者から購入されている。</p> <p>認証製品は、最低でも、製品ロット番号や請求書を通して認証製品の物理的トレーサビリティが識別できる。</p>	<p>認証製品 (原料) は、物理的トレーサビリティに対して認証を受けている認証事業者から購入されている。</p> <p>認証製品は、請求書と製品において、物理的トレーサビリティが識別できる。</p>	<p>認証製品 (原料) は、物理的トレーサビリティに対して認証を受けている認証事業者から購入されている。</p> <p>認証製品は、請求書と製品において、物理的トレーサビリティが識別できる。</p>
2.1.7	2.1.2.04	ペイヤー, 製造・卸	ALL	C	<p>(FSIには適用しない)</p> <p>認証事業者は、複合材料製品に、物理的トレーサビリティを有している原料と有していない原料を混合する場合、物理的トレーサビリティが要求される原料が物理的トレーサビリティの基準を遵守していることを確実にすること。</p> <p>もし技術的な理由によりそれが不可能であった場合、認証事業者はFLJIにより例外の承認を得ていること。</p>	<p>物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を満たしていない。FLJIによって例外申請が承認されていない。認証原料と非認証原料を区別するシステムがなく、認証原料と非認証原料を混合している。</p>	<p>物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を満たしていない。FLJIによって例外申請が承認されている。認証原料と非認証原料との混合が容易に起こり得る状況である。</p>	<p>物理的トレーサビリティが可能な認証原料は、物理的トレーサビリティの要求を満たしている。もしくは、FLJIによって例外申請が承認されている。認証と非認証を区別するシステムはあり、小さいミスが起こり得る程度である。</p>	<p>物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。認証と非認証の製品を区別するシステムがあり、ミスは起こらない。</p>	<p>物理的トレーサビリティが可能な認証原料は、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。ミスなしに製品を追跡できる物理的トレーサビリティのシステムがある。すべての原料に対し、物理的トレーサビリティを実施する計画がある。</p>
2.1.3	2.1.2.05	ペイヤー, 製造・卸	ALL	M	<p>(追加施設) (カカオ、さとうきび糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿織り以降の加工を行う組織、金の調達プログラムの場合は、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される)</p> <p>すべてのサプライチェーンの段階において、認証製品 (原料) は非認証製品 (原料) を隔離すること。</p> <p>認証製品 (原料) は、非認証製品 (原料) と混同しないこと。</p> <p>認証製品 (原料) は、非認証製品 (原料) とは分けて、輸送、保管、加工・製造及び納品されること。</p>	<p>認証製品と非認証製品が分けられていない。認証製品を分けて管理するシステムがなく、混同している。</p>	<p>認証製品と非認証製品が、明確に分けられていない。もしくは、一部分しか分けられていない。生産中に混同することが容易に起こり得る。</p>	<p>認証製品と非認証製品が分けられている。認証製品を分けて管理するシステムがある。</p>	<p>認証製品と非認証製品が分けられており、識別マークにフェアトレードの説明があり、容易に判別できる。認証と非認証の製品を区別するシステムがあり、ミスは起こらない。</p>	<p>認証製品と非認証製品が、常に正しく分けられている。識別マークにフェアトレードの説明があり、容易に判別できる。ミスなしに製品を追跡できる物理的トレーサビリティのシステムがある。</p>



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.4	2.1.2.06	ペイヤー, 製造・卸	ALL	C	(追加施設) (カカオ、さとうきび糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿織り以降の加工を行う組織の場合は、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される) すべての段階(例:保管、輸送、加工、包装、表示及び取扱い)におけるフェアトレード製品に加え、関連する記録や書類上においても、製品につくロット番号や識別マークにより、認証原料(製品)をフェアトレードとして識別できること。	フェアトレード認証製品が、いかなる生産過程においても、また記録や書類においても、認証製品として識別されていない。書類、記録、製品に付与されている識別マークにおいて、フェアトレード認証製品と識別できるような言葉/ナンバーが言及されていない。	製品が、認証製品であると容易に判別できず、識別マークが明確に示されていない。また、識別マークが頻りに欠けており、いくつかの記録はフェアトレード認証として判別できない。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確に、そして「フェアトレード」か、もしくは類似の言葉と共に記載されている。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確で、製品ロット番号が用いられており、かつ「フェアトレード」かそれに類似した言葉が明確に使用されている。	すべての生産過程において、またすべての関連する記録と書類において、認証製品はフェアトレード認証製品であると判別できる。識別マークは明確で、製品ロット番号が用いられており、「フェアトレード」かそれに類似した言葉が「明確に」明記されていること。 (FLOCERTの契約相手だけでなく)いかなる認証事業者にも、認証製品だと識別できるための管理システムがある。
2.1.6	2.1.2.07	ペイヤー, 製造・卸	ALL	C	(追加施設) (カカオ、さとうきび糖、フルーツジュース/パルプ・ピューレ、または茶を、加工する事業者、又はコットンのFSI傘下で、綿織り以降の加工を行う組織の場合、物理的トレーサビリティの実施をする場合のみ本項目は適用される) フェアトレード製品を納品するときは、それがフェアトレード認証製品であることを明確に示すこと。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、「フェアトレード」や類似した言葉で区別されていない。フェアトレードに関連する情報が完全に欠けている。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、常に「フェアトレード」や類似した言葉で正しく区別されている。フェアトレードに関する情報が一部欠けている。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、「フェアトレード」や類似した言葉で正しく区別されている。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、常に「フェアトレード」や類似した言葉で正しく区別されている。	フェアトレード認証製品として納品された製品は、常に「フェアトレード」や類似した言葉で正しく区別されている。ミスなく販売された製品を追跡できるシステムがある。
2.1.7	2.1.2.08	ペイヤー, 製造・卸	ALL	C	(追加施設) 認証事業者は、フェアトレード認証の複合材料製品を製造する際に、物理的トレーサビリティを有している原料と有していない原料を混合する場合、物理的トレーサビリティが要求される原料が物理的トレーサビリティの基準を遵守していることを確実にすること。もし技術的な理由によりそれが不可能であった場合、認証事業者はFLJに例外申請をしていること。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を満たしていない。FLJによって例外申請が承認されていない。認証原料と非認証原料を区別するシステムがなく、認証原料と非認証原料を混合している。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしていない。FLJによって例外申請が承認されていない。生産過程において、認証原料と非認証原料との混合が容易に起こり得る状況である。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。又は、FLJによって例外申請が承認されており、追加施設はそのコピーを保有している。認証と非認証を区別するシステムはあり、ミスは起こらない。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。認証と非認証の製品を区別するシステムがない。	物理的トレーサビリティが可能な認証原料が、物理的トレーサビリティの要求を完全に満たしている。認証事業者は、例外を段階的に除去しようと試みており、対象原料について物理的トレーサビリティの要求を応じるよう努力している。ミスなしに製品を追跡できる物理的トレーサビリティのシステムが



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.13	2.1.2.09	FSIライセンス	ALL	C	(FSI) FSIに参加している認証事業者は、実際の調達量(物理的トレーサビリティが適用される場合)または、調達規模(マスバランスが適用される場合)に基づいて実績を公表すること。公表値は、過去の実績値に基づくこと。	いいえ		はい		
Herbs & herbal teas (2.1.2.11)		製造・卸、ライセンス	Dried herbs	C	(Dried herbs) (Only applicable if you sell or buy dried herbs grown by Hired Labour companies) You clearly identify the physical product as 'eligible for tea products only' through on-product identification marks	いいえ		はい		
2.1.3										
2.1.8	2.1.3.01	ペイヤー、製造・卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	M	(さとうきび糖、カカオ、フルーツジュース/パルプ・ビュール、茶を取り扱う組織、およびコットンFSI傘下で綿繰り以降の加工を行う組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) マスバランスがポジティブであることを保証すること。 -認証製品として販売された数量と、投入された認証原料の数量とが、加工時の歩留まりとロスを加味した上で同等であること -投入された認証原料(インプット)は、認証製品(アウトプット)が販売される前に購入されていること	マスバランスは繰り返しネガティブになっている、もしくは算出システムがない。予想される過剰販売が5%以上ある。	限られた状況で、マスバランスがネガティブになっている。予想される過剰販売が1-5%ある。	マスバランスはポジティブである、もしくは特定の月でネガティブになるが、全体のバランスはポジティブである。	マスバランスは常にポジティブで、容易に計算できる。予想される過剰販売は無い。	マスバランスは常にポジティブで、容易に計算できる。マスバランスのワークシートは、随時更新されている。製品の混同がなく、調達記録システムのミスもない。
2.1.10	2.1.3.03	ペイヤー、製造・卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	C	(単一場所でのマスバランスに適用) (サトウキビ、カカオ、フルーツジュース/パルプ・ビュール、茶、コットンFSI傘下の綿繰り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料は、認証製品が加工される同じ場所に輸送され加工されていること。	いいえ		はい		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.11	2.1.3.04	ペイヤー、製造・卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	C	(さとうきび糖、カカオ、フルーツジュース & パルプ/ピューレ、茶、コットンFSI傘下の綿織り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料は、フェアトレード最終製品となる原料と同じ種類と品質でなければいけない。	いいえ		はい		
Cane Sugar 2.1.2	2.1.3.05	ペイヤー、製造・卸	Sugar	C	(Cane sugar) (Applicable if you sell white refined sugar under Mass Balance and mix or substitute cane sugar with beet sugar) You clearly indicate in your sales documentation that the sugar sold as Fairtrade is made from beet sugar or is a mix of beet and cane sugar.	いいえ		はい		
2.1.12	2.1.3.06	ペイヤー、製造・卸	Sugar, Cocoa	C	認証事業は、グループマスバランス (GMB) を導入する前に認証機関の許可を得なければならない。また、グループマスバランスに関係する拠点の変更がある場合にも、製造前に認証機関より許可を得なければならない。また、下記の条件に該当することを保証すること。 - GMB に関係するすべての拠点が同じグループに属している。 - 購入と販売に関するすべての関連情報が閲覧できる、中央管理システムが整備されている。 - フェアトレード原料の購買および販売情報を一元化し、グループが販売するフェアトレードの生産量が、グループが購入した同等のフェアトレード原料の購入を超えていないことを確認するシステムが整備されている。	いいえ	承諾は得られているが、	はい	グループマスバランスの条件は満たされていない。	
2.1.10	2.1.3.07	ペイヤー、製造・卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	C	(追加施設) (単一場所でのマスバランス) (さとうきび糖、カカオ、フルーツジュース & パルプ/ピューレ、茶、コットンFSI傘下の綿織り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料は、認証製品が加工される同じ場所に輸送され加工されていること。	いいえ		はい		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
2.1.11	2.1.3.08	ペイヤー, 製造・卸	Sugar, Cocoa, Cotton, Fruit Juice, FSI Gold, Tea, FSI Cotton after ginning stage	C	(追加施設) (さとうきび糖、カカオ、フルーツジュース&パルプ/ビュレ、茶、コットンFSI傘下の綿線り以降の組織で物理的トレーサビリティを適用しない組織) 認証原料は、フェアトレード最終製品となる原料と同じ種類と品質でなければいけない。	いいえ		はい		
Cane Sugar 2.1.2	2.1.3.09	ペイヤー, 製造・卸	Sugar	C	(Additional Entity) (Cane sugar) (Applicable if you process white sugar under Mass Balance and mix or substitute cane sugar with beet sugar) You clearly indicate in your documentation that the sugar classified as Fairtrade is made from beet sugar or is a mix of beet and cane sugar.	いいえ		はい		
Cocoa 2.1.1	2.1.3.10	ペイヤー, 製造・卸, ライセンシー	Cocoa	C	(カカオ) 認証事業者はカカオのマスマランスには、以下の転換率を使用すること。 ・カカオ豆1トン→カカオリカー0.82トン ・カカオリカー1トン→ココアバター0.5トンとココアパウダー0.5トン ・カカオ豆1トン→ココアバター0.41トンとココアパウダー0.41トン	現在の転換率が適用されていない。	現在の転換率が適用されていない、もしくは完全に適用されていないが、認証事業者は変更する準備がある。	現在の転換率が適用されている、もしくは変更が終了した。		現在の転換率が公表されてから、正しく適用されている。
Sugar 2.1.3	2.1.3.11	ペイヤー, 製造・卸, ライセンシー	Sugar	C	認証製品に、遺伝子組み換え甜菜糖を使用してはならない。	いいえ		はい		
Cocoa 2.1.2	2.1.3.12	ペイヤー, 製造・卸	Cocoa	C	(2018年1月1日より適用) (ココア) (マスマランス) 認証事業者は、認証原料 (インプット) の購入より3年以内に認証製品 (アウトプット) として同等の量を販売している。	いいえ		はい		
Cocoa 2.1.3 & 2.1.4	2.1.3.13	ペイヤー, 製造・卸	Cocoa	C	(カカオ)(特定のカテゴリ、ステータス、またはオリジンを隠してカカオのアウトプットを販売する場合に適用される) アウトプットのカカオのと同じまたはより高い仕様(標準/ファインフレーバー、非オーガニック/オーガニック)、および/または同じオリジン(購入ドキュメントに記載されている)でインプットのカカオが購入されている。	アウトプットのカカオと同等のカテゴリ、ステータス、オリジンのカカオがインプットとして購入されていない。		同等のカカオ原料が購入されている		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 2.1.6	2.1.3.14	ペイヤー, 製造・卸	Cocoa	C	(カカオ) (他の認証も取得している場合) If you purchase a certain volume of cocoa beans or semi-processed cocoa as "dual" or "multi-certified" under Fairtrade as well as under additional sustainability certification schemes, and sell it under a certification scheme other than Fairtrade, then you do not sell the same volume as Fairtrade certified cocoa.	There are clear indications that the same cocoa volume has been sold as Fairtrade.		No indication that the same volume has been sold as Fairtrade.		Rank 3 AND there is a system in place to make sure there are no multiple sales of certified product.
2.2 Product Composition										
2.2.1 and 2.2.4	2.2.0.01	製造・卸, ライセンス	All	C	(食品の複合材料製品) (FSIには適用しない) (金、花・植物、コットン、スポーツボールには適用しない) 複合材料原料、複合材料製品は、認証事業者が例外申請をし受理された場合を除いて、可能な限り多くの認証材料が使用されていること。	認証対象となっているいくつかの原料に対して、非認証原料が使用されており、例外申請が受理されていない。(認証対象となっている原料は、すべて認証原料を使用しなければならぬ)	ATCBルールがすべての製品に正しく適用されていない。すなわち、認証対象の産品であるが非認証原料を使用する場合、例外申請の承認がなされなければならぬが、承認が得られていない。	ATCBが適切に適用されている、もしくは、FLJによって例外適用が承認されており、監査時に承認記録が閲覧可能である。		
2.2.2	2.2.0.02	製造・卸, ライセンス	All	C	(食品の複合材料製品) (FSIには適用しない) 食品の複合材料製品は最低でも20%以上の認証原料からできていること。 含まれている認証原料の重量(容量)割合の表示は、加工前の、すべての原料の総重量(総容量)との比率で表されること。 50%を超える水、もしくは乳製品が加えられた製品は、加えられた水もしくは乳製品を、計算から除外する。これは、濃縮還元ジュースにも適用される。しかし、フレッシュジュースには適用されない。 使用される複合材料は、関連する複合材料の割合基準に準拠すること。	いいえ		はい		
2.2.3	2.2.0.03	製造・卸, ライセンス	All	C	(食品の認証製品) (FSIには適用しない) 認証事業者は、国の法に抵触しない限り、小売向け製品の包装の裏に、フェアトレード認証原料の最低割合を表記すること。	いいえ		はい		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cotton 2.2.1	2.2.0.04	ペイヤー, 製造・卸	Cotton	C	(コットン) 認証製品に使用されるコットン製品は、認証生産者から調達されたコットンでなければならない。十分な量の認証コットン(Fairtrade cotton combers)が入手できない場合は、非認証コットンを20%まで使用して脱脂綿または化粧用パフ (cotton wool pads) を作成することができる。ただし、製造組織は使用した非認証コットンと同量の認証コットンを別途調達しなければならない。 上記ケースを適用する場合には、FLJIに通知すること。	いいえ		はい		
FLOCERT Requirement	2.2.0.05	ペイヤー, 製造・卸, ライセンス	Cotton	C	(コットン) FLJから例外が承認されていない限り、コットン以外の材料を使用しているコットン製品は最低50% (重量ベース) の認証コットンからできていること。制服、ユニフォームは、最低30%以上とする。	いいえ		はい		
2.2.5	2.2.0.06	製造・卸, ライセンス	FSI ALL	C	(コットン、金を除くすべてのFSI対象製品) プログラムラベルが貼付されている製品は、対象原料が100%認証原料であるか (物理的トレーサビリティを適用する場合)、あるいは製品に使用されている原料の同等の量が認証原料として調達されていないか (マスバランスを適用する場合; さとうきび糖、ココア、フルーツジュース、茶)。	いいえ		はい		
Flowers and plants 1.	2.2.0.11	ペイヤー, 製造・卸, ライセンス	Flowers	C	(花) フェアトレードとして販売されるすべての花および葉飾りは、認証されたものである。花束については、それらが利用できる限り多くのフェアトレード認証花と葉飾りが使用されていること。フェアトレードとして調達できない非認証の花や葉飾りは、例外として茎の総数の50%を超えない本数だけ、フェアトレードの花束に使用することができる。	いいえ		はい		ランク3に加え、非認証の花はローカル調達されている。



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
3.1										
3.1.1	3.1.0.01	ペイヤー, 製造・卸	All	C	(綿織り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、当該国の労働法、基本的な国際労働機関 (ILO) の協定を認識していること。	当該国の労働法、基本的な国際労働機関 (ILO) の協定の認識がない。		認証事業者は、自身に適用される労働法とILO協定が、企業内でどのように認識されているかを示すことができる。	ランク3に加え、認証事業者は適切な労働環境を確保するための指針と手順を備えている。	ランク4に加え認証事業者は効果的に履行されていることを示すことができる。(例: 他のスキームによる社会的監査を受けている)
3.1.1	3.1.0.02	ペイヤー, 製造・卸	All	M	(綿織り工程以降のFSIコットンには適用しない) 当該国の労働法、もしくはILO協定のどちらにも、違反の兆候が無いこと。	当該国の労働法、またはILO協定に常習的に違反している証拠がある。	違反している証拠がある。しかしながら認証事業者は、将来的に違反を避ける行動を実行した。	違反している証拠は発見されなかった。しかしながら、疑いのある兆候があるため、追加の監査を実施することが望ましい。	違反している証拠は発見されなかった。	ランク4に加え認証事業者は効果的に規定や手順書を実施していることを示すことができる。または、他のスキームによる社会的監査を受けている。
	3.1.1	Freedom from Discrimination								
	3.1.2	Freedom from Forced and Compulsory Labour								
	3.1.3	Child Labour and Child Protection								
	3.1.4	Freedom of Association and Collective Bargaining								
	3.1.5	Conditions of Employment								
	3.1.6	Occupational Health and Safety								
	3.2	Environmental Protection								
3.2.1	3.2.0.01	ペイヤー, 製造・卸	All	C	(綿織り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、当該国の適用される環境法規を認識していること。	適用される環境法規に関し認識がない。		認証事業者は、自身に適用される環境法が、企業内でどのように通知されているかを示すことができる。	ランク3に加え、認証事業者は環境保護のための指針と手順を備えている。	ランク4に加え認証事業者は効果的に履行されていることを示すことができる。(例: EMS)



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
3.2.2	3.2.0.02	ペイヤー、製造・卸	All	C	<p>(2018年1月1日よりすべての産品へ適用) (綿織り工程以降のFSIコットンには適用しない)</p> <p>認証事業者は、認証製品に、国際フェアトレードラベル機構より発行される危険物質リスト (Hazardous Material List) Red Listに掲載されている物質を使用しないこと。</p> <p>認証事業者は、認証原料 (製品) に使用された駆除剤の有効成分、製品名、適用された原料、標的にされた害虫名、また使用された物資がHMLのパート1(レッドリスト)、2(オレンジリスト)、3(イエローリスト)のどこに該当するかをリストにまとめ、定期的に更新し</p>	<p>認証事業者は、認証製品に、禁止された物質を積極的に使用している。</p>	<p>レッドリストに記載されている禁止物質は認証製品に使用されていない。しかしながら、認証製品に使用される殺虫剤リストがない。(または、完全ではない)</p>	<p>危険物質リストのレッドリストに記載されているいかなる物質も、認証製品に使用されていない。また、認証製品に使用された殺虫剤の完全なリストがある。</p>	<p>危険物質リストのレッドリストに記載されているいかなる物質も使用されていない。また、認証製品に使用された殺虫剤の完全なリストがある。</p>	
3.2.3	3.2.0.03	ペイヤー、製造・卸	All	C	<p>(綿織り工程以降のFSIコットンには適用しない) (HMLのオレンジリストに記載の物質を使用している認証業者のみ適用)</p> <p>-認証事業者は、HMLに記載された特定使用条件を満たしていること</p> <p>-次の場合に限り使用していること: i) 害虫に農薬耐性ができてしまうことを防ぐ方法の一つとして ii) より有害でない農薬に変える場合 iii) Integrated Pest Management (IPM: 総合的有害生物管理)の一環としてiv) 無農薬対応を含む場合</p> <p>-物質の使用を削減させる、又は中止させる計画を作成すること。その計画には以下を記載すること。対象物質の種類 (学名、有効成分、有効成分の含有率、製品名)、使用量 (単位面積あたり、あるいは%、ppmなどの散布濃度と年間の単位面積あたりの総散布量)、IMPの一環として他の無農薬での対応詳細を含む、使用の削減あるいは中止のためのアクションプラン。</p>	<p>承認を得ていない。</p>	<p>承認のための条件が満たされていない。</p>	<p>承認の条件において、逸脱している箇所が無い。</p>	<p>例外の承認条件について認められたことを示す QMS文書がある。</p>	
3.2.4	3.2.0.04	ペイヤー、製造・卸	All	V	<p>(綿織り工程以降のFSIコットンには適用しない)</p> <p>土地の利用と、生物多様性、水の使用、エネルギーの使用(カーボンフットプリントを含む)、排水の流出、大気中への排出、廃棄物、有害物質そして異常措置に関して、認証事業者は、認証製品に関係する直接の環境への悪影響を理解し、最小限になるよう取り組む。</p>	<p>環境管理システムが整備されていない。</p>	<p>環境管理システムが整備されている。</p>	<p>環境管理システムが整備されている。</p>	<p>ランク3に加え、環境面について第三者から認証を受けている。</p>	



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
3.2.5	3.2.0.05	ペイヤー, 製造・卸	All	V	(綿織り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、可能な限り、リサイクルされた又は容易に生分解する素材を製品パッケージに使用すること。	リサイクル、もしくは容易に生物分解可能なパッケージを使用するためのアクションがなされて。	リサイクル、もしくは容易に生物分解可能なパッケージが限定的に使用されているが、通常は使用されていない。	リサイクル、もしくは容易に生物分解可能なパッケージが、高い確率で使われている。		リサイクル、もしくは容易に生物分解可能なパッケージを使用することがプログラムとしてあり、それが企業の指針となっている。
3.2.6	3.2.0.06	ペイヤー, 製造・卸	All	V	(綿織り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、フェアトレードサプライチェーンの中で、カーボンフットプリントを削減するアクションをとること。	カーボンフットプリントを削減するアクションが全く取られていない。		カーボンフットプリントを削減する段階が踏まれている。		ランク3に加え、削減できない段階まで、カーボン排出量を相殺している。
3.2.1	3.2.0.07	ペイヤー, 製造・卸	All	M	(綿織り工程以降のFSIコットンには適用しない) 認証事業者は、当該国の適用される環境法規に對し、いづれにも違反している兆候のないこと。	環境法規に常習的に違反している証拠がある。	違反している証拠がある。しかしながら認証事業者は、将来的に違反を避ける行動を履行した。	違反している証拠は発見されなかった。しかしながら、疑いのある兆候があるため、追加の検査を実施することが望ましい。	違反している証拠は発見されなかった。	ランク4に加え、認証事業者は効果的に規定や手順書を実施していることを示すことができる。または、他のスキームによる社会的監査を受けている。
Flowers and Plants 4.3.2.0.08		ペイヤー, 製造・卸	Plants	C	(Plants) You take at least 20% of the volume of the growing media used for Fairtrade plants from alternative sources to peat.	No efforts made to use alternative sources to peat.	Peat-free alternatives used are significantly less than 20%.	Yes At least 20% of the growing media used is peat-free.	RANK 3 AND the company has implemented measures towards further	The company implemented a completely peat-free growing media.
3.2.2	3.2.0.09	ペイヤー, 製造・卸	ALL	C	農作物・製品に対し、消費国で許可され登録された合成物資のみを使用している。	いいえ		はい		
3.2.1	Land Use and Biodiversity									
3.2.2	Water Use									
3.2.3	Energy Use									
3.2.4	Waste Water Effluents									
3.2.5	Emissions to Air									
3.2.6	Waste									
4	Business and Development									
4.1	Contracts									



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
FTS 4.1.1, Fresh Fru 4.1.0.01		ペイヤー	ALL	M	(支払者、コンペイヤー) フェアトレードプレミアム支払者とコンペイヤーは、トレーダー基準付属文書1および関連する産品基準に定義されたそれぞれ役割を果たすこと。もしくは、影響を受けるすべて当事者(生産者を含む)と合意の上、別の取り決めをしてもよい。取り決めに関する書類は、FLJIに提出されていること。	認証事業者は、別の取り決めを定めようとしているが、関係者の合意を得られておらず、書面での合意もなされていない。		トレーダー基準付属文書1、または関連する産品基準で定められた役割を果たしている。もしくは、すべての関係者と書面で合意のもと、別の取り決めがなされ、書類がFLJIに提出されている。		すべての関係者の署名とともに、別の取り決めがなされた、かつ、FLJIに報告している。
4.1.2; 4.1.3	4.1.0.02	ペイヤー	ALL	M	(支払者とコンペイヤー) (花&植物には適用しない) 支払者とコンペイヤーは、生産者と(もしくはコンペイヤーと)認証原料(製品)の購入において、契約を結ばなくてはならない。契約は産業規制に則ったものであり、なおかつ下記項目を明確に記載すること。 ・ 合意された量 ・ 品質規格 ・ 価格の要求事項に従って確定した価格 ・ フェアトレード価格とフェアトレードプレミアムの調整が必要な場合、その計算方法 ・ 支払うべきフェアトレードプレミアムの合計(価格とは別に示されていること) ・ 誰がフェアトレード価格とフェアトレードプレミアムを支払う責任をもつか ・ 支払形式(透明でかつ追跡可能でなくてはならない) ・ 価格とプレミアムの支払いが、フェアトレード価格テーブルで決められている通貨と異なる通貨で支払われる場合、使用される為替レートの日付 ・ (該当する場合)前払いの条件と額 ・ 品質問題が発生した場合の手順 ・ 国際通商条件(Incoterms)を使用する際の納品条件 ・ 産品別基準に沿った支払い条件 ・ 「不可抗力条項」の定義又は記載 ・ 裁判権適用に関する合意 ・ その他の紛争を解決するための解決の方法 ・ 双方の契約当事者は、同等の契約終了の権利をもつこと ・ (ガーナ、コートジボワールからのココアを購入する場合) 参照された価格とフェアトレード最低価格の差額を支払うこと(該当する場合)	フェアトレード生産者、またはコンペイヤーとの購入契約書、または認証原料(製品)の売買契約書がない。	購入契約書、またはフェアトレード製品の注文書はあるが、それらの書類には不備がある。	売買契約書、また認証原料(製品)の注文書はあるが、それらの書類は生産者/コンペイヤーから合意されていない、もしくはどちらの署名もない。		売買契約書、または認証原料(製品)の注文書があり、それらの書類は生産者/コンペイヤーから合意されている。もしくは、どちらの署名もある。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Prepared and presen 4.1.0.03	ペイヤー		Dried Fruit, Dried Vegetables, Fresh Vegetables	M	<p>(支払者) (ドライフルーツ、乾燥野菜、豆類を除く生鮮野菜) フェアトレード支払者(支払者)は、生産者(またはコンペイヤー)との契約において、4.1.0.02に加え以下の事柄を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 契約日 - 認証事業者のFLO IDナンバー - 契約に不可欠なものとしてのフェアトレードへの参照 - 契約有効期限 - 商品説明 - 認証製品の購入量(最低、最大量、または固定量) - 調達計画のリファレンス - 注文システムの機能の説明 - 各当事者の責任説明と品質チェック手順 	フェアトレード生産者、または輸出組織と、売買契約書、または認証原料(製品)の注文書がない。	売買契約書、または注文書はあるが、それらの書類に不備がある。	売買契約書、または注文書はあるが、生産者から承認を受けていない、もしくは双方の署名がなされていない。		書面での売買契約書、または注文書があり、生産者から書面での承認を受けている、もしくは双方の署名がなされている。
Fresh Fruit 4.1.1 (SP)4.1.0.04	ペイヤー		Fresh Fruit, Banana	C	<p>(ペイヤー) (バナナを含む生鮮果物、ただしワイン用のぶどうを除く) 契約には、4.1.0.02に加えて下記の事柄を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - operator's FLO ID number - minimum volume to be purchased and delivered on a weekly basis for perennial fruits and on a seasonal basis for seasonal fruits and volume projection for the duration of the contract - description of how the system of orders will function (when and how weekly/ single orders are confirmed) - responsible party for product labelling - rules for dead freight - non-Fairtrade payment terms and price mechanism in case of short falling sales and quality problems for each product - if applicable, a reference to additional or special packing material and services and related costs not included in the Fairtrade minimum price (e.g. for "clusterbags" or 	認証製品について、生産者と、もしくは輸出組織と締結した書面での売買契約書がない。	書面での売買契約書、または注文書はあるが、それらの書類に不備がある。	書面での不備のない売買契約書、または注文書はあるが、書面にてサプライヤーから承認を受けていない、もしくは双方の署名がなされていない。		書面での不備のない売買契約書、または注文書があり、書面にてサプライヤーから承認を受けている、もしくは双方の署名がなされている。



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 2.2.5	4.1.0.05	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンペイヤー) (コーヒー) (通常よりも遅い納品スケジュールの要請を生産者・輸出組織にした場合※収穫後の3か月以上) 認証事業者は、認証事業者は通常よりも遅い納品スケジュールの要請をした場合、保管の費用、利息そして保険費用が認証事業者により支払われることを保証しなければならない。その詳細は契約書に記載されていること。	認証事業者が通常よりも遅い納品スケジュールを要請した場合、保管の費用、利息そして保険費用が払われていない、かつ、その費用の詳細が売買契約書に記載されていない。		通常の場合よりも遅い納品スケジュールの要請があった場合について、保管の費用、利息そして保険費用と、合意された費用の詳細が売買契約書に記載されている。		
Coffee 2.2.3	4.1.0.06	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー) (コーヒー) (後決め価格契約のみに適用) 認証事業者は、価格設定が販売側 (生産者) の意見に基づいて行われることを確実にすること。 収穫期間に、双方のリスクを管理する手段として生産者とコンサルテーションが行われない限り、価格を決定するためにストップ・ロス・オーダーを適用してはいけない。	生産者と買い手の間で協議することなく、ストップ・ロス条項が適用されている。		生産者と買い手の間で協議され、ストップ・ロス条項が適用されている。		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 2.2.1	4.1.0.07	バイヤー	Coffee	C	<p>(支払者、コンバイヤー) (コーヒー) (生産者組織とのジャン決め価格契約のみに適用) 認証事業者は、制生産者とのジャン決め価格契約に同意する。ジャン決め価格契約は、生産社からの要求があった場合に適用される。</p> <p>認証事業者がジャン決め価格契約を締結するのは、下記の条件に該当する場合に締結することができる。</p> <p>a) 決定価格での契約が有効でないオークションで購入する場合</p> <p>b) 販売者が認証コーヒーの在庫がある時に契約に署名をする場合 (例: 即時運搬 (購入契約に署名してから3か月以内のもの)、もしくは、契約に署名する前に、プレ出荷の許可を得たもの)</p> <p>c) 認証事業者と販売者の双方で書面によりその契約に合意した場合で、またリスクマネジメントの戦略として双方が合意した場合。相互合意とリスクマネジメント戦略の詳細は、書面で確認すること。最低限以下の項目が定められていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有されるコスト構造 ・収権結果に基づくソリューション ・生産者組織およびバイヤーの責任に関する条項 <p>d) ジャン決め価格契約が国の法規に反する場合</p>	4つの条件について、該当しているという書面の証拠がないにも関わらず、ジャン決め価格契約が締結されている。		ジャン決め価格契約が適用されるための4つの条件のうち、一つの証拠がある。		
Coffee 2.2.4	4.1.0.08	バイヤー	Coffee	C	<p>(バイヤー、コンバイヤー) (コーヒー) (仲介人が利用された場合のみ適用) 仲介人の利用が、販売者と買い手との間の契約の中に明示されていること。</p>	(コーヒー) 仲介人が存在するという証拠はあるが、販売者と買い手の契約のなかに、そのことが明確に言及されていない。		(コーヒー) 仲介人を介する売買契約書があり、そこには買い手と売り手についての言及がある。しかし、仲介人と買い手、もしくは仲介人と売り手の署名しかされていない。	(コーヒー) 売り手と買い手の間に、売買契約書が存在する。かつ、仲介人について明確に言及されている。	(コーヒー) 三者間 (売り手、買い手、仲介人) で署名した売買契約書がある。
Coffee 2.2.4	4.1.0.09	バイヤー	Coffee	C	<p>(バイヤー、コンバイヤー) (コーヒー) (仲介人が利用された場合のみ適用) 契約において、仲介人サービスの利用を要求した認証事業者は、仲介人の手数料を支払うこと。</p>	(コーヒー) 仲介人の手数料が、仲介人サービスの利用を要求した認証事業者によって支払われていない。		(コーヒー) 仲介人の手数料が、仲介人サービスの利用を要求した認証事業者によって支払われている。		
Flowers and Plants 5.4.1.0.11		バイヤー	Flowers, Plants	C	<p>(バイヤー) (花および植物) 最終の発注は文書にて確認されること。</p>	最終の発注が、文書にて確認されていない。		最終の発注が、文書にて確認されている (例: メール)。		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Oil Seeds and Oleagi 4.1.0.12		ペイヤー	Soybeans	C	(ペイヤー) (大豆) 生産者との契約書には、回避できないGMO混入に関し、該当する国内または国際基準の範囲内 (いずれか厳しい方) である場合に限り認められること、またどちらの規定が適用されるかを明記すること。	(大豆) 生産者との契約書に、回避できないGMOの混入に関し、該当する国内または国際基準の範囲内 (いずれか厳しい方) に限り許容されることが、売買契約書に記載されていない。またどちらの基準が適用されるかが明記に記載されていない。		(大豆) 生産者との契約書には、回避できないGMO混入に関し、該当する国内または国際基準の範囲内 (いずれか厳しい方) である場合に限り許可されること、またどちらの規定が適用されるかについて明記されている。		
Fresh Fruit 4.1.2 (SP 4.1.0.13)		ペイヤー	Oranges	C	(ペイヤー、コンペイヤー) (ジュース用オレンジ) Contracts between producers and buyers additionally include price to be paid and calculation used for defining price for orange juice equivalent. The contract mentions that the price calculation for oranges for juice will be defined according to the yield, as identified in the preliminary analysis report, and the name of the responsible party paying the Fairtrade Premium to producers.	(ジュース用オレンジ) 生産者と買い手の間の契約に、支払われる価格と、同等のオレンジジュースの価格を決定するために使用される計算が記載されていない。契約に、事前分析報告で示される歩留まりに従って、ジュース、ジュース用オレンジの価格が決定されることが記載されていない。		(ジュース用オレンジ) 生産者と買い手の間の契約には、支払われる価格と、同等のオレンジジュースの価格を決定するために使用される計算を記載されている。契約は、事前分析報告で示される歩留まりに基づき、ジュース用オレンジの価格が決定されることが記載されている。		
Fresh Fruit 4.1.2 (SP 4.1.0.14)		ペイヤー	Oranges	C	(ペイヤー) (ジュース用オレンジ) 利用できるのであれば、ジュース用オレンジの配送ごとに事前分析報告書が、契約書に添付されなくてはならない。加えて、その報告書は、果実の配送後7日以内に生産者に提供されなくてはならない。	(ジュース用オレンジ) 利用できるにも関わらず、ジュース用オレンジの配送ごとに事前分析報告書が、契約書に添付されていない。加えて、その報告書は、果実の配送後7日以内に生産者に提供されていない。		(ジュース用オレンジ) ジュース用オレンジの配送ごとに事前分析報告書が、契約書に添付されている。加えて、その報告書は、果実の配送後7日以内に生産者に提供されている。		
4.1.5	4.1.0.23	ペイヤー	ALL	C	(Conveyor) On quarterly basis (unless other timelines are agreed between both parties) you send the producer a report for each purchase contract, including the exact volumes that have been sold, the price differential (if applicable) and premium due, and FLO ID of the buyer it was sold to.	No reports sent to producer	Reports are sent BUT are incomplete OR are sent on an irregular basis	Reports sent to producer are complete AND are sent on a quarterly basis or at timelines agreed		Reports sent to producer are complete AND are sent on a quarterly basis AND are always compiled in a transparent manner, agreed upon with the producer



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.1.6	4.1.0.25	ペイヤー	ALL	C	(生産者からの最初の購入者) (契約書に記載された数量を供給/購入することができない例外的な、予測できない状況に至った場合に適用) すみやかに供給者に通知し、解決策を積極的に探すこと。	サプライヤー/買い手から何も通知が無い。	通知はされたが、解決策は立てられていない。	サプライヤー/買い手に、口述で(会議のなかで、もしくは電話で)通知がされた。かつ、契約の再交渉が行われた、もしくは解決策を積極的に探している。		書面にてサプライヤー/買い手から通知がされた。かつ、契約の再交渉が行われた、もしくは解決策を積極的に探している。
4.1.8	4.1.0.26	ペイヤー、製造・卸	All	V	(カカオには適用しない) 認証事業者は、生産者に対して長期的なコミットメントをするか、もしくは、(供給者側が生産者と長期契約を結ぶよう) 供給者と長期的なコミットメントをすること。	長期的なコミットメント(二年以上)がされていない。		二年以上の長期的なコミットメントが、書面で、生産者と、もしくはサプライヤーと直接されている。		ランク3に加え、継続的に長期的なコミットメントを履行している。
4.1.9	4.1.0.27	ペイヤー	ALL	V	(ペイヤー、コンペイヤー) 生産者、価格・プレミアム支払者、コンペイヤーとの間に、三者間契約を締結すること。もしくは、コンペイヤーとフェアトレードペイヤーとの間で締結した契約について、生産者と内容を共有すること。	生産者、価格・プレミアム支払者、コンペイヤーとの間に、三者間契約を締結していない。もしくは、輸出入業者との契約について、生産者と内容を共有していない。		生産者、価格・プレミアム支払者、コンペイヤーとの間に、三者間契約を締結しているが、三者全員の署名がされていない、もしくは、輸出入業者との契約について、生産者と内容を共有している。		生産者、価格・プレミアム支払者、コンペイヤーとの間に、三者間契約を締結している。かつ、全員の署名がされている。
Cocoa 4.5.2	4.1.0.32	ペイヤー、製造・卸	Cocoa	V	(カカオ)複数年にわたるココアの調達に関する相互のコミットメントに基づいて、生産者との長期的なパートナーシップを約束すること。また、プレミアムの活用について情報に基づいた意思決定を生産者が行うために持続可能な優先度についてコミュニケーションをすること。	長期的なコミットメントはなく、持続可能性の優先事項に関するコミュニケーションがなされていない。		3年間(またはそれ以上)の期間の生産者との長期的なコミットメントについての書面がある。また、持続可能性に関する優先事項に対して、定期的な意見交換が行われている。		ランク3に加え、生産者、ペイヤー、ブランドオーナーを含む三者パートナーシップ契約がある。
Cocoa 4.1.1	4.1.0.33	ペイヤー	Cocoa	C	(カカオ)(ペイヤー、コンペイヤー)公式価格が国政府によって設定されていない限り、契約書にニューヨーク(ICE FUTURES US)またはロンドン(ICE FUTURES EUROPE)が市場価格の参照先として記載されていること。	政府によって設定されていない場合、市場価格に関する参照先がない。		契約に記載のない情報源について合意された証拠がある。(メールなど)		Written agreement on source of information in countersigned purchase contract.
4.1.7	4.1.0.34	ペイヤー、製造・卸	ALL	C	(生産者にトレーニングやその他の支援活動などのサービスを提供する場合に適用される) 料金を含むすべての条件について事前に生産者と書面で同意すること。	事前が合意ない。および/または、書面による合意がない。および/または、手数料を含むすべての合意すべき条件が含まれていない。		料金を含むすべての契約条件について、事前に書面で合意に達したことを示す証拠がある。		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.1.7	4.1.0.35	ペイヤー, 製造・卸	ALL	C	(生産者にトレーニングやその他の支援活動などのサービスを提供する場合に適用される) 生産者にサービス (訓練やその他の支援活動など) や料金を受け入れるよう圧力をかけたり、サービスの受け入れを認証原料の購入条件にしない。	生産者がサービスや料金を受け入れるように圧力をかけられているという証拠、および/または、サービスの受け入れが購入の条件であったという証拠が存在する。		生産者がサービスや料金を受け入れるように圧力をかけられているという証拠、および/または、サービスの受け入れが購入の条件であったという証拠がない。		
Cocoa 4.1.3	4.1.0.36	ペイヤー, 製造・卸	ALL	C	(カカオ) (2019年10月から適用) カカオ製品をフェアトレードとして販売する場合、必ず契約書に支払われるべきプレミアムの金額、および該当する場合はオーガニック価格の上乗せ分を、認証カカオの合意販売価格とは別に表示させること。	売買契約にプレミアムとオーガニックの上乗せ分 (該当する場合) の金額が、個別に表示されていない。		売買契約に、プレミアムおよびオーガニック上乗せ分 (該当する場合) の内訳が、明確に個々に表示されている。		
Cocoa 4.1.4	4.1.0.37	ペイヤー	Cocoa	C	(カカオ) (ペイヤー、コンベイヤー) (2019年10月から適用) (生産者団体またはコンベイヤーから有機認証カカオ製品を購入する場合のみ適用可能) 生産者組織 (または該当する場合はコンベイヤー) との購買契約において、支払うべき有機の上乗せ金額を、価格とは別に明記すること。	売買契約にオーガニック上乗せ分の金額が表示されていない。		売買契約に、オーガニック上乗せ分 (該当する場合) の内訳が、明確に表示されている。		
Coffee 4.1.1	4.1.0.39	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー) (コーヒー) 購入時の契約において、価格差となる優れた品質、国別の差額、有機の差額 (該当する場合)、フェアトレードプレミアムを明確に示していること。	はい		はい		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 2.2.9	4.1.0.41	バイヤー	Coffee	C	<p>(Payer, Conveyor) (Coffee) (For payers and conveyors who were certified or have applied for Fairtrade certification before 15 July 2021 only applicable to contracts signed as of 15 January 2022) You sign a purchase contract for Fairtrade coffee with the producer or with the conveyor (if applicable). Contracts follow national and industry regulations, and in addition indicate:</p> <ul style="list-style-type: none"> - Form or stage (green exportable coffee, parchment) in which the coffee is purchased from the SPO (i.e. change in ownership of the main product and any by-product) - Moisture content (percentage level) of coffee purchased (if applicable) - Detailed description of services delivered to the SPO (if applicable) - Price risk management strategy terms and conditions (if applicable) <p>If you, as a buyer, are processing the coffee, you share the post-milling report, including the yields and quality specifications of the coffee, with the producer organisation once available.</p>	No written purchase contract or purchase order for Fairtrade products with producer or with Fairtrade conveyor exists OR (if processing coffee) post-milling report not shared with producer organization.	Written purchase contract or purchase order exists BUT is incomplete.	Written and complete purchase contract or purchase order exists BUT is not confirmed by producer/conveyor (purchase order) or not countersigned by both parties (purchase contract) AND (if processing coffee) post-milling report shared with producer organization.		Written and complete purchase contract or purchase order exists AND is confirmed in writing by producer/conveyor (purchase order) or countersigned by both parties (purchase contract) AND (if processing coffee) post-milling report shared with producer organization.
Coffee 2.2.6	4.1.0.42	バイヤー	Coffee	C	<p>(バイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(FOBレベルで生豆として輸出可能なコーヒーを購入しない場合のみ適用できる) 生産者との契約 (または該当する場合はコンベイヤー) に、価格計算の詳細な内訳 (差引価格または追加価格の明細、その値、および加工される場合の換算レート) を記載すること。</p>	生産者組織またはコンベイヤーとの契約に、価格計算の詳細な内訳が記載されていない。		生産者組織またはコンベイヤーとの契約に、価格計算の詳細な内訳が記載されている。		
Coffee 4.1.2	4.1.0.43	バイヤー	Coffee	C	<p>(バイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)法律によって、コーヒーがオークションを通過しなければならない場合、輸入組織と輸出組織は、輸出組織がコストをカバーするための合理的なマージンに合意するものとする。輸出組織を介して販売する生産者は、輸出業者が販売費用をカバーするための合理的なマージンに同意すること。</p>	合理的なマージンに関する取り決めがない。		合理的なマージンに関する取り決めがある。		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Tea (SPO) 4.1.1 & Tea (HL) 5.3.1	4.1.0.44	ペイヤー	tea	C	(ペイヤー、コンペイヤー) (茶) (2022年4月1日より適用) 販売請求書に該当する「インスタントティー」/「有機インスタントティー」を明記し、明確性と透明性のために、市販価格とフェアトレードプレミアムを別々の項目として詳述すること。	インスタントティー/オーガニックインスタントティーの区別がなく、請求書にも製品価格とフェアトレードプレミアムが明記されていない。		請求書にインスタントティー/有機インスタントティーの表示と、製品価格とフェアトレードプレミアムが明記されている。		
4.2 Price and Fairtrade Premium										
FTS 4.2.1 & 4.2.2, Cc 4.2.0.01		ペイヤー	ALL	M	(支払者、コンペイヤー) 少なくとも、関係する市場価格、または、価格データベースによって決められたフェアトレード最低価格のうち高額な方を、生産者 (またはコンペイヤー) に支払うこと。	フェアトレード最低価格以下の、もしくは関係する市場価格以下の支払いがされている。	生産者から購入する製品の価格は、適切なフェアトレード最低価格 (または市場価格) に基づいて計算されているが、実際に生産者に支払われる価格は、現地市場価格以下である。	フェアトレード最低価格の支払いもしくは関連する市場価格 (どちらか高額な方) が支払われている。		
4.2.1	4.2.0.02	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー、コンペイヤー) 市場価格の情報源について、生産者と合意すること。可能であれば、産品別基準で示されている市場価格の参照を使用すること。	購入者と生産者間で、市場価格の情報共有されていない。		市場価格の情報源が、定期的に共有され合意されている証拠書類 (メールなど) がある。		ランク3に加え、書面での市場価格の情報源について合意した双方の署名のある売買契約、もしくはサプライヤーから承認を得ることを示す書面でのサプライヤーに、双方の署名がなされた売買契約書、もしくは、サプライヤーから承認を得た発注書に、理論的根拠又は理由が記されている。かつ、それは適切である。
4.2.1	4.2.0.03	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー、コンペイヤー) もし認証原料 (製品) に対して支払う価格が、関係する市場価格から著しく逸脱している場合、理論的根拠又は理由を提出することができる。	市場価格から著しく逸脱している理論的根拠又は理由を提出できない。	支払う価格が関係する市場価格から著しく逸脱していることについて、適切な理論的根拠又は理由を提出できない。もしくは、生産者から合意を得ていない。	支払う価格が関係する市場価格から著しく逸脱していることについて、理論的根拠又は理由がサプライヤーに提出されている (例: メールなど)、かつ、それは適切である。		サプライヤーに、双方の署名がなされた売買契約書、もしくは、サプライヤーから承認を得た発注書に、理論的根拠又は理由が記されている。かつ、それは適切である。
4.2.2	4.2.0.04	ペイヤー	ALL	M	(支払者) 最低価格について、品質に対する値引きをすることはならない。フェアトレード最低価格は、文字通り最低である。	フェアトレード最低価格より支払が低い。	最低価格の支払いについて、品質に対する値引きがされている。	最低価格の支払い、かつ、品質に対する値引きがされていない。		最低価格の支払いかつ、高品質のものの上乗せの支払いがされている。
4.2.2	4.2.0.05	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー) (フェアトレード価格の差異を計算する際、コンペイヤーに適用される) 新しいフェアトレード最低価格は、価格データベースで示されている適用日以降に締結される契約より適用される。その日以前に締結された契約は、契約書で決められた価格が尊重される。	価格データベースに示された適用日以降に結ばれた契約において、新しいフェアトレード最低価格が適用されていない。	新しいフェアトレード最低価格が、価格データベースに示された適用日以降に結ばれた契約において適用されているが、すべてではない。	新しいフェアトレード最低価格が、価格データベースに示された適用日以降に結ばれた契約のうち、いくつかの契約に適用されている。	新しいフェアトレード最低価格が、新しい価格が公表された後、しかし価格データベースに示された適用日以前に結ばれた契約のうち、いくつかの契約に適用されている。	新しいフェアトレード最低価格が、新しい価格が公表された後、しかし価格データベースに示されている適用日以前に結ばれた契約のすべてに適用されている。



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.2.3; 4.1.3	4.2.0.06	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー) (フェアトレード価格の差異を計算する際、コンペイヤーに適用される) (ガーナまたはコートジボワールからカカオを購入する場合、オレンジジュース用オレンジには適用されない) 購入しようとする価格に対し、フェアトレード最低価格がサプライチェーンの中の異なるレベルで設定されている場合 (異なる製品形状、異なる取引条件)、状況に応じてフェアトレード最低価格を調整する。計算方法は透明性を持ち、かつ、実際のコストを反映させること。	フェアトレード最低価格がサプライチェーンの中の異なるレベルで設定されているにも関わらず、調整がまったくされていない。	最低価格に関する調整がされているが、計算方法は透明性を持つものの、実際のコストが反映されていない。	最低価格が調整されている。かつ、計算方法は透明性を持ち、実際のコストを反映している。	最低価格が調整されている。かつ、計算方法は透明性を持ち、実際のコストを反映している。さらに、計算方法について、双方の署名が入った購入契約書、またはサプライヤーに確認を受けた発注書において合意している。	最低価格が調整されている。かつ、計算方法は透明性を持ち、実際のコストを反映している。さらに、計算方法について、双方の署名が入った購入契約書、またはサプライヤーに確認を受けた発注書において合意している。
4.2.3	4.2.0.07	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー) (フェアトレード価格の差異を計算する際、コンペイヤーに適用される) (ガーナまたはコートジボワールからカカオを購入する際には適用されない) 生産者がフェアトレード最低価格に含まれていない追加コストのかかる責任を有している場合 (例: パッキング)、フェアトレード最低価格を計算する際にこれらのコストを考慮すること。適用されるフェアトレード最低価格は、フェアトレード最低価格に生産者が責任をもつコストを加えたものになる。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されていない。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている。しかし、計算方法は計算方法が透明性を持つものの、実際のコストが反映されていない。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている。なおかつ、計算方法は透明性を持ち、実際のコストが反映されている。さらに、計算方法は、サプライヤーと書面で (例: メールで) 合意されている。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている。なおかつ、計算方法は透明性を持ち、実際のコストが反映されている。さらに、計算方法は、サプライヤーと書面で (例: メールで) 合意されている。	最低価格を計算する際に、生産者が追加コストのかかる責任を有している場合、それらのコストが考慮されている。なおかつ、計算方法は、双方の署名がされた購入契約書、またはサプライヤーの承認を受けた発注書において合意されている。
4.2.4	4.2.0.08	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー) (生産国内で販売するために生産者から認証製品を購入する場合) (ガーナまたはコートジボワールからカカオを購入する際には適用されない) 少なくともEx Works条件のフェアトレード最低価格を支払うこと (もし存在する場合)。FOB条件のフェアトレード最低価格しか存在しない場合、生産者が販売するレベルでのフェアトレード最低価格を算出するために、実際の輸送と輸出コストを価格から減額することができる。	Ex Works条件のフェアトレード最低価格以下の支払いがされている、または、FOB条件のフェアトレード最低価格の支払いであるが、実際の輸送と輸出コストを価格から減額する際の計算に透明性がなく、実際のコストを反映していない。	Ex Works条件のフェアトレード最低価格での支払い、もしくは、FOB条件のフェアトレード最低価格の輸送と輸出コストを価格から減額する際の計算が、透明性を持ち実際のコストを反映している。	ランク3に加え、認証製品に付けられた価格が、常に、適切なフェアトレード価格より上回っている。		
4.2.5 & Cocoa 4.2.4	4.2.0.09	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー) (生産者から加工された原料 (製品) を購入する場合で、フェアトレード最低価格の設定が原産品しか存在せず、加工原料 (製品) には設定が無い場合) 加工された原料の価格を算出する際に、生産者の加工コストと生産の歩留りを考慮すること。この価格には、少なくともすべての認証原料 (製品) のフェアトレード最低価格と加工コストが含まれていること。	生産者の加工コストと生産の歩留りが考慮されていない。かつ、すべての認証原料 (製品) の価格と加工コストの価格が、最低価格を上回っていない。もしくは加工された形状のフェアトレード最低価格が適用されていない。	生産者の加工コストと生産の歩留りが考慮されている。かつ、すべての認証原料 (製品) の価格と加工コストの価格が最低価格を上回っている。もしくは、加工された形状のフェアトレード最低価格が適用されている (該当する場合)。	ランク3と、生産者の加工コストと生産の歩留りが考慮されている。かつ、すべての認証原料 (製品) の価格と加工コストの価格が最低価格を上回っている。さらに、計算方法について双方の署名がなされた購入契約において、もしくはサプライヤーの承認を受けた発注書において合意がなされている。		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Nuts 4.3.6	4.2.0.12	ペイヤー	Cashew Nuts from Africa	C	(ペイヤー) (生産国での最初の購入者) (アフリカ産のカシューナッツ) (フェアトレード最低価格が、市場価格より高い場合に適用) 買い手は購入したナッツの80%以上に対して、フェアトレード最低価格を支払うこと。その残りの量 (フェアトレードとして購入した合計量のうち最大でも20%) は、市場価格で取引してもよい。80%以上のナッツ (あるいは、そこからとれる種子) をフェアトレード認証製品として売る場合、フェアトレード最低価格と市場価格の差を、フェアトレード	いいえ		はい		
Nuts 4.3.6	4.2.0.13	ペイヤー	Cashew Nuts from Africa	C	(ペイヤー) (アフリカ産のカシューナッツ) 生のカシューナッツを輸入する場合、フェアトレード最低価格、もしくは市場価格のうち高い方を支払うこと。また、購入した生のカシューナッツのすべてに対し、プレミアムを支払わなくてはならない。 さらに、フェアトレードとして販売された種子の輸送や加工コストが差し引かれたFOB相当価格が、支払われる生のカシューナッツのフェアトレード最低価格より高くなる場合、その差額を生産者に支払うこと。	いいえ		はい		
4.2.7; 4.1.3	4.2.0.16	ペイヤー	ALL	M	(支払者) 認証事業者は、関係する生産者 (もしくは、コンペイヤー、該当する場合にはフェアトレードプレミアム委員会) に、購入した認証原料 (製品) の価格に上乗せして、フェアトレード価格リストで定められたフェアトレードプレミアムを支払うこと。プレミアムはかかる値引きをしてはならない。	フェアトレードプレミアムの支払いがされていない。または、プレミアムの支払いが認証が取消されたサプライヤーに支払われている。	フェアトレードプレミアムの支払いが不十分である。	フェアトレードプレミアムの支払いが完全にされている。		設定価格より高額なフェアトレードプレミアムの支払いが、完全にされている。



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.2.9	4.2.0.19	ベイヤー	ALL	C	(ベイヤー) 生産者から加工原料(製品)を購入する場合、個々の原料のプレミアムしか決められていない場合、適用されるプレミアムはすべての認証原料のプレミアムの合計になる。	フェアトレードプレミアムの支払いが、すべての認証原料のプレミアムの合計になっていない。		フェアトレードプレミアムの支払いが、すべての認証原料のプレミアムの合計になっている。		
Nuts 4.3.6	4.2.0.20	ベイヤー	Cashew Nuts from Africa	C	(ベイヤー) (生産国内での、生産者からの最初の購入者) (アフリカ産のカシューナッツ) 認証事業者は、フェアトレードプレミアムを支払うにあたって、その額がナッツの購入量の80%以下であってはならない。もし、80%以上のナッツ(またはそこからとれる種)をフェアトレード製品として販売する場合、販売するフェアトレード製品の量に応じて、フェアトレードプレミアムを生産者に支払うこと。	いいえ		はい		
Fresh Fruit 4.2.3 (SPI 4.2.0.21)		ベイヤー	Oranges	C	(ベイヤー) (ジュース用オレンジ) FOBの場合のオレンジジュースのフェアトレードプレミアムは、生産者組織がジュース用オレンジを販売するときのフェアトレードプレミアムが適用される。フェアトレードプレミアムは、製造業者や輸出業者が販売するオレンジジュースの合計量に基づいて、生産者組織に、FOBのオレンジジュースとして支払われること。	いいえ		はい		
Prepared and presen 4.2.0.26		ベイヤー	Dried Fruit	C	(ベイヤー) (契約生産組織から調達された、有機と一般の乾燥アプリコットのみに適用) Ex Worksレベルの価格は、プロモーション組織に払われる、認証にかかるコスト(一般生産で1kgあたり0.01英ポンド、有機生産で1kgあたり0.03英ポンド)を含むこと。 認証にかかるコストは、各生産者に払われる価格から差し引かれること。すなわち、フェアトレード最低価格、もしくは市場価格の高額な方から、差し引かれること。	いいえ		はい		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Nuts 4.3.2	4.2.0.27	ペイヤー	Nuts	C	(ペイヤー) (パキスタンの契約生産組織から調達された、アーモンド、アプリコットの種、くるみにのみ適用) EX Worksレベルの価格は、プロモーション組織に払われる認証コスト (コンベンショナル1kgあたり0.01英ポンド、有機で1kgあたり0.03英ポンド) を含むこと。 認証にかかるコストは、各生産者に払われる価格から差し引かれること。すなわち、フェアトレード最低価格、もしくは市場価格の高額な方から、差し引かれること。	いいえ		はい		
Sugar 4.4.4	4.2.0.32	ペイヤー	Sugar	C	(Payer) (Cane sugar) (Applicable when payment of premium is made to multiple producers supplying the same mill.) You pay the premium according to the information	Premium is not paid.	Premium payment is made but not according to the information provided.	Premium payment is made according to the information provided.		RANK 3 AND the company proactively requests the necessary information if not directly provided by the
Product Standards	4.2.0.33	ペイヤー	All	M	(支払い者) セカンダリープロダクトとその派生品の価格が取り決められ、加えて決定価格の15%がプレミアムとして支払われていること。 オレンジジュースのセカンダリープロダクトは、交渉価格の10%がプレミアムとして追加で支払われていること。	いいえ		はい		
4.2.1	4.2.0.34	ペイヤー	ALL	M	(支払者) 二次製品(主製品に加えて生産プロセスから出てくる製品)とそのデリバティブの価格は、交渉によって決定する。フェアトレードプレミアムは交渉価格の15%が追加で支払われること。オレンジジュースの二次製品(オレンジジュース)に対しては、交渉価格の10%のフェアトレードプレミアムが追加で支払われる。	いいえ		はい		
Cocoa 4.2.2 & 4.2.3	4.2.0.35	ペイヤー	Cocoa	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(カカオ)(ガーナおよびコートジボワールからの購入する際に適用)市場基準価格(CocobodまたはCCC)がフェアトレード最低価格を下回っている場合、フェアトレード最低価格と市場価格基準(コンペイヤーの場合はペイヤーから受け取った場合)の差額を生産者、またはコンペイヤー (該当する場合)に支払う。	No payment of price differential in case the Fairtrade Minimum Price is higher OR price differential deducted from Fairtrade Premium		Payment of price differential in case the Fairtrade Minimum Price is higher AND no deduction from payment of Fairtrade Premium		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cocoa 4.2.5	4.2.0.37	ペイヤー	Cocoa	C	(カカオ) (ペイヤー) (2019年10月より適用される) (生産者組織から中間製品を購入する場合のみ適用される) You negotiate the price of the semi-processed product with the producer. This negotiated price is based on, at least, the cocoa beans reference values of USD 2150/MT (for conventional) and USD 2450/MT (for organic) at producers' level plus all relevant processing costs. The Fairtrade Minimum Price is calculated using the average processing yield calculated by the producer. It is only if this information is not available to the producer that the processing yields from beans in 4.2.6 (Cocoa product standard) apply.	Negotiated price is below cocoa beans reference values of USD 2150/MT (for conventional) and USD 2450/MT (for organic) at producers' level plus all relevant processing costs (using average processing yield calculated by the producer)		Negotiated price is based on cocoa beans reference values of USD 2150/MT (for conventional) and USD 2450/MT (for organic) at producers' level plus all relevant processing costs (using average processing yield calculated by the producer)		Negotiated price is a above cocoa beans reference values of USD 2150/MT (for conventional) and USD 2450/MT (for organic) at producers' level plus all relevant processing costs (using average processing yield calculated by the producer)
Cocoa 4.2.6	4.2.0.38	ペイヤー	Cocoa	C	(カカオ) (ペイヤー) (2019年10月より適用される) (生産者組織から中間製品を購入する場合のみ適用される) You pay a Fairtrade Premium which is derived from the average processing yield calculated by the producer. Only if this information is not available to the producer, the rules as per 4.2.6 (Cocoa product standard) apply.	Fairtrade Premium paid is below calculated average processing yield OR below figures as per 4.2.6 (Cocoa product standard)		Fairtrade Premium paid is based on calculated average processing yield OR based on figures as per 4.2.6 (Cocoa product standard)		
FLOCERT Requirement 4.2.0.39	4.2.0.39	ペイヤー	Cotton	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コットン)(インド)(2021年4月1日現在、フェアトレードオーガニックコットンのパイロットに参加している場合に適用) You pay the organic differential of 0.03 EUR/kg (2.50 INR/kg of seed cotton) and you specify the organic differential in the purchase	いいえ		はい		
Coffee 2.2.6	4.2.0.40	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(FOBレベルで輸出可能な生豆を購入しない場合のみ適用される) フェアトレード最低価格に含まれるコストのみを差し引きできる。フェアトレードプレミアムからの割引はできない。Fが発行する一般的なガイダンスを参照すること。	Deduction of costs which are not included in the Fairtrade Minimum Price AND/OR discounts made on the Fairtrade Premium		Deduction of costs which are included in the Fairtrade Minimum Price AND no discounts made on the Fairtrade Premium		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 4.1.1	4.2.0.41	ベイヤー	Coffee	C	<p>(ベイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)コーヒーの市場価格がフェアトレード最低価格よりも高い場合、トレーダーと生産者は、以下の市場価格の参照先を使用して、コーヒーの価格を合意すること。</p> <p>NYC(アラビカ)またはロンドンRC(ロブスタ) プラス prevailing differential。参照市場価格は、フェアトレードの最低価格を下回ることには決してない。prevailing differentialとは、その国・グレードのコーヒー豆の主要市場における平均的な価格差または幅を指す。生産者と買付者は、非認証コーヒーの主な市場における differential を基準に、実際の品質、出荷時期、物流、リスク、入手可能性を考慮して differential を合意する。マイナス差は、フェアトレード最低価格には適用できない。</p> <p>オーガニック differential とフェアトレードプレミアムは、フェアトレード最低価格・プレミアム表で定義されているレベルを下回ることには決してない。フェアトレードプレミアムとオーガニックディファレンシャル(オーガニックコーヒーの場合は価格に追加されるが、prevailing differential から明確に分離され、交渉の対象とはならない。</p> <p>従い、フェアトレードコーヒー価格は以下のように決定される： 参照市場価格(NYC(アラビカ)またはロンドンRC(ロブスタ) プラス prevailing differential またはフェアトレードの最低価格(どちらが高いか) に加えて、フェアトレードオーガニックディファレンシャル(オーガニックコーヒーの場合)</p>	NYC(アラビカ)またはロンドンRC(ロブスタ)以外の他の参照の使用している。かつ/または、合意された価格は最低価格より低い、かつ/または、プレミアム、オーガニックディファレンシャル(該当する場合)の内訳がない。	市場価格の正しい参照が使用されている、かつ最低価格を下回る価格での契約がない、かつプレミアム、オーガニックディファレンシャル(該当する場合)の内訳がなされている。			
	4.3				Timely Payment					



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Cane Sugar 4.3.2, 4.3.3.2, 4.3.3.3	4.3.0.02	ペイヤー	Sugar, Cocoa, Coffee, Honey	C	<p>(ペイヤー) 認証事業者は、認証原料（製品）に対して、生産者（該当する場合にはコンベイヤー）に、プレミアム、有機に適用される上乘せ分（該当する場合）、認証原料の価格差（該当する場合）をタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> -（さとうきび、はちみつ）所有権の移行を示す書類の受領後、30日（カレンダーデー）以内 -（レトロ認証の砂糖）（フェアトレードプレミアム）生産者と四半期毎の支払について合意されていない場合、フェアトレードペイヤーがレトロ認証の詳細を生産者に通知した後、30日（カレンダーデー）以内。 -（カカオ、コーヒー）所有権の移行を示す書類の受領後、15日（カレンダーデー）以内 	規定された期限内に支払がない。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがある。	規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、または、基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがない。	規定された期限内に、すべての取り引きについて支払いがなされた。	すべての取り引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。
Tea 4.1.1, 4.3.3, 4.3.4, 4.3.0.03		ペイヤー	Tea	C	<p>(ペイヤー) (茶) 認証事業者は、認証原料（製品）に対して、生産者（該当する場合にはコンベイヤー）に、価格、且つ/またはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 所有権の移行を示す標準的な書類の受領後、30日（カレンダーデー）以内。契約書に規定され、茶の取引において慣習となっている書類を提示すること。 -（フェアトレードプレミアム）生産者と合意した場合、請求書を受領した、もしくはレトロ認証事前通知書を確認した月の翌月末まで。 	規定された期限内に支払がない。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがある。	規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、または、基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがない。	規定された期限内に、すべての取り引きについて支払いがなされた。	すべての取り引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Veg (HL) 5.5.1 4.3.0.04		ペイヤー	Fresh Vegetables	C	<p>(ペイヤー) 認証事業者は、認証原料(製品)に対して、生産者(該当する場合にはコンペイヤー)に、価格、且つ/またはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> - (豆類を除く、ExWorksの野菜(SPO)) 製品が配送されて7日(カレンダーデー)以内 - (ExWorksの野菜(HL)) 生産物を受け取ったとき - (豆類) 生産物を受け取ったとき - (FOBの野菜) 輸入業者が受け入れたならば、荷着港での検査が終わってから7日(カレンダーデー)以内。もしくは、契約書で定められたように、所有権の移行を示す書類を受け取った後15日(カレンダーデー)以内。 - (乾燥野菜) 輸入業了承した場合、荷着港での検査が終わってから7日(カレンダーデー)以内 	規定された期限内に支払がない。	規定された期限内に支払われた。しかし、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがある。	規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがない。	規定された期限内に、すべての取り引きについて支払いがなされた。	すべての取り引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Fruit(SPO) 4.3. 4.3.0.05		ペイヤー	Banana, Dried Fruit, Fresh Fruit, Fruit Juice, Wine grapes	C	<p>(ペイヤー) 認証事業者は、認証原料(製品)に対して、生産者(該当する場合にはコンペイヤー)に、価格、かつまたはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> - (生鮮果物 FOB、ただし ワイン用ぶどうを除く) 仕向港での出荷リリース後15日(カレンダーデー) 以内。 - (農場出荷の生鮮果物、ただしワイン用ぶどう、ジュース用のオレンジを除く) 国内法規がこれより短い支払期間を要求しない場合、製品が納品されてから15日(カレンダーデー) 以内 - (ワイン用ぶどう) (価格) 産業規制に従っている生産者から購入した、加工済、あるいは未加工のワイン用ぶどうを購入して、6ヶ月以内 - (ワイン用ぶどう) (フェアトレードプレミアム) 生産者から購入した、加工済あるいは未加工のワイン用ぶどうを購入して、60日(カレンダーデー) 以内 - (ドライフルーツ) 輸入業者が了承した場合、荷着港の検査が終わってから7日(カレンダーデー) 以内 - (FOBのフルーツジュース) 荷主が変更された書類を受け取った後、30日(カレンダーデー) 以内 	規定された期限内に支払がない。	規定された期限内に支払われたが、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがある。	規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがない。	規定された期限内に、すべての取り引きについて支払いがなされた。	すべての取り引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Sports balls 5.5.6; He 4.3.0.06		ペイヤー	Cereals, Cotton, Flowers, Plants, Herbs & Herbal Teas & Spices, Nuts, Oilseeds and Oleaginous fruit, Sports Balls	C	(ペイヤー) 認証事業者は、フェアトレード認証商品に対して、生産者に(該当する場合にはコンペイヤーに)、価格、かつ/またはフェアトレードプレミアムをタイムリーに支払うこと。また、以下の条件を満たすこと。 - (ExWorksの米、コットン、ハーブ、ハーブティーと香辛料、ナッツ、オイルシード) 製品を受け取ったとき。 - (FOBのナッツ、オイルシード、果物、ハーブ、ハーブティーと香辛料) 荷主が変更された書類を受け取った後、15日(カレンダーデー)以内 - (スポーツボール、キヌア) 所有権の移行を示す書類を受け取った後、30日(カレンダーデー)以内 - (アフリカ産のカシューナッツ) 生産品を受け取ってから30日(カレンダーデー)以内 - (花と植物) 所有権の移行を示す書類受領後30日(カレンダーデー)以内。	規定された期限内に支払がない。	規定された期限内に支払われたが、10%以上の割合で基準を逸脱した支払いがある、もしくは基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがある。	規定された期限内に支払われたが、10%以下の割合で、基準を逸脱した支払いがある、または、基準で定められた期間の2倍以上遅れている支払いがない。	規定された期限内に、すべての取り引きについて支払いがなされた。	すべての取り引きにおいて、フェアトレード認証製品の受け取り、もしくは所有権移行書類受領のどちらか早い方がなされたあと、すぐに支払いが行われた。
Coffee 4.2.3	4.3.0.10	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤーとコンペイヤー) (コーヒー) (国際フェアトレード基準で定められた支払期日を過ぎた場合のみ適用) 認証事業者は、遅くとも支払日の一週間前までに、契約書で定められたフェアトレード支払日より遅れる可能性があることを、速やかに知らせること。	いいえ		はい		
FLOCERT Requirement 4.3.0.11		ペイヤー	Cotton, Cereals	C	(ペイヤー) (米、コットン) (国際フェアトレード基準で定められたタイムラインの期間内に、フェアトレード価格とフェアトレードプレミアムが支払われていない場合のみ適用) 認証事業者は、価格とプレミアムの支払いが、購入から15日(カレンダーデー)間以内に行われない場合、先に製品を購入し15日間(カレンダーデー)以上保管することが必要	支払いの遅延について、書面でその正当な理由が示されていない。		支払いの遅延について、書面でその正当な理由が示されている。		
Coffee 2.2.2	4.3.0.19	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンペイヤー) (コーヒー) (後決め価格契約に適用) 売り手が収穫時期が始まる前に価格を決定したい場合、買い手との合意のもと価格は定められる。買い手と売り手、双方で、リスク管理についても合意していること。相互の合意事項やリスク管理対応の詳細はあらかじめ文書で確認されていること。	価格が売り手によって決定される後決め価格契約で、収穫期前に価格が決定される場合、買い手との合意が無い、かつ、リスク管理についても合意していない。		価格が売り手によって決定される後決め価格契約で、収穫期前に価格が決定される場合、買い手との合意がなされている、かつ、リスク管理についても合意がなされている。		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 2.2.2	4.3.0.20	ベイヤール	Coffee	C	(ベイヤール、コンベイヤール) (コーヒー) ジャン決め価格契約の場合、価格は一収穫期間より長い間固定されてはならない。	価格が、一収穫期間より長い間固定されている。		価格が、一収穫期間のみ固定されている。		価格が、1回の売買契約分のみ固定されている。
Coffee 4.1.4	4.3.0.21	ベイヤール	Coffee	C	(ベイヤール、コンベイヤール) (コーヒー) フェアトレードプレミアムは、製品の価格 ("C"価格に価格差を追加あるいは差し引いた価格、またはフェアトレード最低価格のいずれかの高い方) に加えて支払われている。フェアトレードプレミアムの量は、価格差に取り込まれるものではない。	製品の価格に上乗せしてプレミアムが支払われていない。またはかつ、合意された価格差に含まれている。		フェアトレードプレミアムの追加価格が明確に製品代金と区別され、製品代金に上乗せして支払われている。		プレミアムの追加価格が、売買契約に以下のよう明確に区別されている： 市場価格またはフェアトレード最低価格 (どちらか高額の方) + フェアトレードプレミアム + オーガニック (該当する場合)
Tea 2.1.4 HL	4.3.0.22	ベイヤール	Tea	C	(ベイヤール、コンベイヤール) (茶) (カメラリアのコンベンショナル・有機の茶でCTC生産されたもの、HL茶園から調達された、オーソドックス製法でできたダストやファニング、およびこれらの茶から派生した、Hired Labourセットアップで作られたインスタントティーのみに適用) サステナブルマージンが生産者から別々に請求された場合、認証事業者は、フェアトレードプレミアムの支払いを二つに分割すること (80%をフェアトレードプレミアム委員会に、20%をフェアトレードのサステナビリティマージンとして茶園に払うこと) また、この分割について明確に書類に示すこと。	生産者から分割した請求書を受領しているにもかかわらず、プレミアムの支払いが分割されていない。	プレミアムの支払いについて、一部の状況においてのみ、80%をフェアトレードプレミアム委員会に、20%をフェアトレードのサステナビリティマージンとして茶園に払っている。また、この分割について、明確に書類に示していない。	プレミアムの支払いについて、80%をフェアトレードプレミアム委員会に、20%をフェアトレードのサステナビリティマージンとして茶園に払っている。また、この分割について、明確に書類に示されている。		
Sports Balls 5.5.3	4.3.0.23	ベイヤール	Sports Balls	C	(ベイヤール) (スポーツボール) 認証事業者は、生産者からの請求があれば、Compliance Costs Compensation (適合のための経費の補填) として製品交渉価格の5%を上限に追加料金を支払うこと。	生産者から Compliance Costs Compensation (適合のための経費の補填) の要求があるにもかかわらず、追加料金が支払われない。	Compliance Costs Compensation (適合のための経費の補填) として、製品交渉価格の5%を上限に追加料金が支払			
Fresh fruits (SPO) 4.	4.3.0.26	ベイヤール	Fresh Fruits	C	(ベイヤール) (生鮮果物) 生産者が同意する場合、各月の末日から15日(カレンダーデー)以内にカレンダー月の支払いを行うこと。	生産者と合意された書面がない。	生産者との合意された書面はあるが、商品代金とプレミアムの支払いが、月末より15日(カレンダーデー)以内になされていない。	生産者との合意された書面があり、商品代金とプレミアムの支払いは、月末より15日(カレンダーデー)以内になされている。		
4.4					Access to Finance					



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.4.1	4.4.0.01	ペイヤー	All	M	<p>(生産者からの最初の購入者) (さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生産果物、生産野菜 (HL)、花と植物には適用しない)</p> <p>認証事業者は、フェアトレード契約の支払いに関し前払いを提供すること。または、第三者機関を通してなされるようにアレンジすること。</p> <p>これは、生産者組織がメンバーから購入できることを可能にするためである。しかし、以下の場合には、本要求事項に従わなくてもよい</p> <ul style="list-style-type: none"> —ハイリスクが証明されている (例: 契約の不履行のリスク、不払いのリスク、重要な品質問題のリスク) —生産者がこの前払いを検証可能な方法で辞退している —認証事業者が業務を行っている国において法的に認められてない 	前払いがされていない、もしくは、第三者機関を通すようにアレンジされていない。	前払いがされている、もしくは、第三者機関を通すようにアレンジされている。しかし、前払いの価格が、生産者組織が要求したものより低い。	前払いがされている、もしくは、第三者機関を通すようにアレンジされている。かつ、前払いの価格が、国際フェアトレード基準に基づいている。	すべてのフェアトレード取引において、前払いが積極的にされている、もしくは、第三者機関を通すようにアレンジされている。かつ、前払いの価格が、国際フェアトレード基準に基づいている。	フェアトレード取引ごとに、前払いが積極的にされている、もしくは、第三者機関を通すようにアレンジされている。かつ、前払いの価格が、国際フェアトレード基準に基づいている。
4.4.1	4.4.0.02	ペイヤー	All	M	<p>(生産者からの最初の購入者) (さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜 (HL)、花と植物には適用しない)</p> <p>認証事業者は、生産者に、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけてはいけない。例えば、生産者が前払いの申し出を辞退する事を、契約を締結する条件にしてはならない。</p>	生産者が、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけられたという証拠がある。	生産者が、前払いの申し出を辞退するように圧力をかけられたという証拠がない。			
4.4.2, Coffee 4.3.1	4.4.0.03	ペイヤー	All	C	<p>(生産者からの最初の購入者) (さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生産果物、生鮮野菜 (HL)、花と植物には適用しない)</p> <p>認証事業者が、直接前払いを行う場合、その認証事業者と生産者は、次の事項について書面により合意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> —産品別基準にて定められた前払いの額 (最低でも契約価格の60%、SPOから購入した生鮮野菜の場合は最低40%以上、カカオの場合は最低割合を取り決めていない) —産品別基準に沿った前払いの期間 —金利の負担 (該当する場合) —その他の負担 (該当する場合) —品質問題又は製品の未出荷の場合の結果 	前払いについて、書面による合意が無い。	前払いについて、書面による合意があるが、不備がある。	前払いについて、書面による合意がある。	前払いについて、完全な書面による合意がある。かつ、現地の資金業者よりも良い条件である。または、前払いが産品基準のベストプラクティスガイドラインに沿って提供された。	



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.4.2, Coffee 4.3.1 ar 4.4.0.04		ペイヤー	All	C	(生産者からの最初の購入者) (さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜 (HL)、花と植物には適用しない) 前払いは、実際に入手できるようになっていること。また、生産者になるべく早く提供されること。以下の製品については、遅くとも、以下に定められた期日以内になされること。 — (コーヒー) 製品出荷の8週間前まで — (豆類、蜂蜜、カカオ、ナッツ、シリアル、加工果物と野菜、繊維、ハーブとハーブティー、オイルシードと油性果物、さとうきび、茶、わいん用のぶどう) 製品出荷6週間前 — (ドライフルーツの未決済契約の場合) 四半期、あるいは月の初めの2週間前	前払いが、規定された期間よりも遅くに払われている。		前払いが、規定された期間内に払われている。		前払いが、契約書に署名をしたすぐ後に支払われている (規定された期間内)。または、または、前払いが製品基準のベストプラクティスガイドラインに沿って提供された。
4.4.3	4.4.0.05	ペイヤー	All	C	(生産者からの最初の購入者) (さとうきび糖、スポーツボール、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜 (HL)、花と植物には適用しない) 生産者からの購買者が第三者の貸し手を経由して前払いのサポートをする場合、購買者は効率的なサポートを達成するために以下に示すような必要な行動をすべて行うこと： — 生産者のために貸し手に身元保証を行う — フェアトレードの契約が有効で、その契約が生産者に前払いを提供することの担保として使用可能であることを裏付ける — どのように契約の支払いがなされるか (生産者か、第三者の貸し手のいずれか) 生産者と合意する	効率的なサポートを達成するための行動が、なにも取られていない。	効率的なサポートを達成するための行動が取られたが、不適切である。	効率的なサポートを達成するための行動がすべて取られた。	効率的なサポートを達成するための行動がすべて取られた。かつ、購買者、生産者組織、第三の貸金業者との三者間の間に書面での合意がある。	効率的なサポートを達成するための行動がすべて取られた。かつ、購買者、生産者組織、第三の貸金業者との三者間の間に書面での合意がある。さらに、合意書には三者の署名がされている。
4.4.4	4.4.0.09	ペイヤー	Banana, Cereals, Cocoa, Coffee, Cotton, Dried Fruit, Dried Vegetables, Fruit Juice, Gold & Precious Metals, Herbs & Herbal Teas & Spices, Honey, Nuts, Oilseeds and	V	(生産者からの最初の購入者) (さとうきび糖、スポーツボール、野菜 (根菜を含むが、豆類は除外)、ワイン用ぶどうを除く生鮮果物、生鮮野菜 (HL)、花と植物には適用しない) 金利ゼロの前払いを提供するか、あるいはそのサポートをする。	前払いは市場の金利、またはそれより高い金利で提供された。	前払いは市場価格より低いが、ゼロよりは高い金利で提供された。	前払いは金利ゼロで提供された。		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
4.4.5	4.4.0.10	ペイヤー, 製造・卸	ALL	V	すべての認証事業者は、直接又は第三者機関を通じて、(契約上の前払いではない季節的、収穫又は現物支給又は他のタイプの)信用取引(クレジット)か、あるいは生産者の資金の必要性に応えるための投資のための貸付(ローン)へのアクセスを、以下の条件において提供するかサポートをする。 - 生産者によって資金の必要性が定められなくてはならない - 生産者と合意し、クレジットやローンの支払い条件(金額、期限、返済の1回目、金利負担を含む)に関し、透明性のある書類を作成する	信用取引(クレジット)か、貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされていない。	信用取引(クレジット)か、貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされている。しかし、規定や条件が不透明である。	信用取引(クレジット)か、貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされている。かつ、規定や条件が透明性を持ち、書面により合意している。	信用取引(クレジット)か、貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされている。かつ、規定や条件が透明性を持ち、書面により合意している。さらに、規定や条件が、現地の資金業者より良い。	信用取引(クレジット)か、貸付(ローン)へのアクセスが、提供もしくはサポートされている。かつ、規定や条件が透明性を持ち、書面により合意している。さらに、規定や条件が、現地の資金業者より良い。
Tea (HL) 5.2.1	4.4.0.11	ペイヤー	Tea	C	(初めの購入者)(HLから調達された茶)(2022年04月01日より適用) 前払いは要求されていない。前払いを行う場合は、生産者と条件を交渉し、契約書に事前プレファイナンスの仕組みを盛り込むこと。プレファイナンスを提供する場合、交渉した条件を契約に含める(要件4.1.2トレーダー基準参照)。					
4.5					Sourcing and Market Information for Planning					
4.5.1	4.5.0.01	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(スポーツボールを除く) 認証事業者は、購入を計画している各々の生産者へ調達計画を提示すること。	調達計画を提示していない。	調達計画が提示されている。しかし、一部の生産者組織のみに提示された、もしくは口頭で伝えられたのみである。	すべての生産者組織に、書面で調達計画が提示された。	すべての生産者組織に、書面で調達計画が提示された。かつ、調達計画で示された購入量の50%以上に、拘束力のあるコミットメントを含んでいる。	すべての生産者組織に、書面で調達計画が提示された。かつ、調達計画で示された調達量の75%以上に、拘束力のあるコミットメントを含んでいる。
Product Standards or 4.5.0.02	ペイヤー	Sugar, Cereals, Coffee, Cotton, Fruit juice, Gold & Precious Metals, Herbs & Herbal Teas & Spices, Honey, Nuts, Oilseeds and Oleaginous fruit, Pulses, Wine grapes	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(さとうきび糖、コーヒー、フルーツジュース、ハーブティー&香辛料、ハチミツ、ナッツ、オイルシードと油脂果実、穀類、繊維、豆類、ワイン用ぶどう、金)最低でも12カ月間に及ぶ調達計画が存在すること(年間生産/収穫/季節)。	調達計画で示されている期間が、12カ月以下である。	調達計画が12カ月に及ぶ。	調達計画が12カ月以上に及ぶ。			



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Product Standards or 4.5.0.03		ペイヤー	Sugar, Cereals, Coffee, Cotton, Dried Druit, Dried Vegetables, Flowers, Plants, Fruit Juice, Herbs & Herbal Teas & Spices, Honey, Nuts, Oilseeds and Oleaginous fruit, Pulses, Wine grapes, Dried Banana	C	(ペイヤー、コンペイヤー) (さとう、コーヒー、ドライフルーツ、乾燥野菜、フルーツジュース、ハーブ、ハーブティーと香辛料、蜂蜜、ナッツ、オイルシードと油性果物、シリアル、豆類、花と植物、ワイン用ぶどう、加工果物と加工野菜(乾燥バナナ)) 調達計画は、以前の調達計画の有効期限の最低でも3ヶ月前に、更新されていること。	調達計画が、前回の調達計画有効期限の3ヶ月前より後に更新されている。		調達計画は、遅くとも、前回の調達計画有効期限の3ヶ月前に、更新されている。	調達計画は、前回の調達計画が期限切れになる3ヶ月前より早くに更新されている。	調達計画は、1年を通して、または収穫時期を通して、定期的に更新されている。
Fresh Fruit, Tea (SPO) 4.4.1 & Tea (HL) 5.1.1.	4.5.0.04	ペイヤー	Tea	C	(ペイヤー、コンペイヤー) (茶) 最低でも四半期単位の調達計画が存在すること。	調達計画の期間は、四半期以下である。		四半期分の調達計画がある		四半期以上の調達計画がある。
Fresh Fruit 4.1.1, Veg	4.5.0.05	ペイヤー	Fresh Vegetables	C	(ペイヤー、コンペイヤー) (野菜) 認証事業者は、各季節ごとの(季節の野菜の場合) 調達計画か、四半期ごとの(一年中収穫できる野菜の場合) 調達計画を提示すること。	いいえ		はい		
Fresh Fruit, Veg SPO 4.1.1; Veg HL 5.1.1, Tea (SPO) 4.4.1 & Tea (HL) 5.1.1	4.5.0.06	ペイヤー	Tea, Fresh Vegetables	C	(ペイヤー、コンペイヤー) (茶、根菜を含む野菜(SPO)) 調達計画は、以前の調達計画の有効期限の最低でも2週間前に、更新されていること。	調達計画が、前回の調達計画の有効期限の、2週間前より後に更新されている。		調達計画は、遅くとも、前回の調達計画の有効期限の2週間前に、更新されている。		調達計画は、四半期を通して、定期的に更新されている。
Prepared and Preser	4.5.0.07	ペイヤー	Dried Fruit, Dried Vegetables, Dried Banana	C	(ペイヤー、コンペイヤー) (ドライフルーツ、乾燥野菜、乾燥バナナ) 調達計画は、双方の合意のもとで、特定の期間にわたるものであること。	調達計画が、双方の合意のもと決められた期間に及んでいない。		調達計画が、双方の合意のもと決められた期間に及んでいる。		
Flowers and Plants	5.4.5.0.08	ペイヤー	Flowers, Plants	C	(ペイヤー、コンペイヤー) (花および植物) 下記について明確に示した、最低6カ月におよぶ調達計画があること。 - 合意された量 - 品質 - 価格 - フェアトレードプレミアム - 納品条件	書面の調達計画がない。	調達計画が及ぶ期間は、6カ月以下である。	調達計画が及ぶ期間は、6ヶ月である。		調達計画が及ぶ期間は、6ヶ月以上である。



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Flowers and Plants 5.4.5.0.09		ペイヤー	Flowers	C	(ペイヤー、コンペイヤー) (花および植物) 認証事業者は、調達計画に記載された数量の50% (取引関係を結んで1年目)、または75% (2年目以降) が、フェアトレードとして購入されることを保証すること。あるいは、フェアトレード価格ペイヤーがそれよりも少ない量を購入した場合で、これが顧客の注文が達成されていなかったことによる場合は、フェアトレード価格ペイヤーはFLOCERTにこのことを文書で報告し、証拠を提示すること。	調達計画に記載された数量の50% (取引開始から1年目)、または75% (2年目以降) 以下しか、フェアトレードとして購入されていない。かつ、FLOCERTにこのことを報告していない。		調達計画に記載された数量の50% (取引開始から1年目)、または75% (2年目以降) が、フェアトレードとして購入されている。もしくは、(それが達成できていない場合には) FLOCERTに報告している。		調達計画に記載された数量の100%を、フェアトレードとして購入している。
Tea 5.2.1	4.5.0.13	ペイヤー	Tea	C	(最初の買い手) (茶) (認証の茶が、オークションを通して販売される場合に適用) -買い手は、四半期調達計画のもと、オークションで購入する旨を、生産者に知らせること。 -オークションから1週間以内に、買い手は、生産者に、フェアトレードに関するすべての支払いについて、包括的な報告すること。 -フェアトレードに関する全ての未払いの支払いは、四半期ごとになされること。	いいえ		はい		
4.5.2	4.5.0.14	ペイヤー、製造・卸	ALL	V	すべての認証事業者は、直近の供給者 (サプライヤー) に対して、調達計画を提示すること。	直近の供給者 (サプライヤー) に、調達計画を提示していない。	一部の直近の供給者 (サプライヤー) にのみ調達計画が提示されている、もしくは、口頭で伝えられただけである。	すべての直近の供給者 (サプライヤー) に、書面にて調達計画が提示されている。かつ、調達計画で示された調達量の75%以上に、拘束力のある約束を含む。	すべての直近の供給者 (サプライヤー) に、書面にて調達計画が提示された。かつ、調達計画で示された調達量の75%以上に、拘束力のある約束を含む。	すべての直近のペイヤーに、書面にて調達計画が提示された。かつ、調達計画で示された調達量の75%以上に、拘束力のある約束を含む。
4.5.3	4.5.0.15	ペイヤー、製造・卸	ALL	V	認証事業者は、生産者に、関係する市場情報を定期的に提供すること。これにより生産者は市場の状況がよりよく理解でき、情報に基づく取引の決断をすることができる。	生産者に、関係する市場情報を提供していない。	生産者に、関係する市場情報を提供している。しかし、口頭で伝えるだけで (例: 電話での会話)、定期的に提供していない。	一部の生産者に、関係する市場情報を書面で提供している。かつ、それは定期的に提供されている (最低でも年に一回/収穫時期に一回)。	すべての生産者に、関係する市場情報を書面で提供している。かつ、それは定期的に提供されている (最低でも年に一回/収穫時期に一回)。	すべての生産者に、関係する市場情報を書面で提供している。かつ、それは定期的に提供されている (最低でも年に一回/収穫時期に二回行われている)。
Tea 1.1.1-1.1.3	4.5.0.16	ペイヤー	Tea (Retro Certification)	C	(ペイヤー、コンペイヤー) (茶) (レトロ認証の場合適用) 認証事業者は、最初のレトロ認証茶を開始する前に、FLJにレトロ認証を行う意思を通知すること。	いいえ		はい		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Tea 1.1.1-1.1.3	4.5.0.17	ペイヤー	Tea (Retro Certification) C	C	(ペイヤー、ペイヤー) (茶) (レトロ認証の場合適用) 最初の請求価格が、その国・地域のフェアトレード最低価格を下回っていた場合、その差額をフェアトレード・プレミアムとともに支払うこと。	いいえ		はい		
Tea 1.1.1-1.1.3	4.5.0.18	ペイヤー	Tea (Retro Certification) C	C	(ペイヤー) (茶) (レトロ認証の場合適用) 茶のレトロ認証を行う前に、要求された重量を承認するために、署名およびコード化されたRetro Advice noteを認証生産者に送付すること。 Retro Advice noteには、Retro Advice フォーム (ガイダンスを参照) に記載されているすべての必要な情報が含まれていること。 2つの事業者間の各Retro Advice noteには、以下のように連続した番号を付けること。 取引業者名とID/生産者名とID/取引年/取引番号 (例は、ガイダンスを参照のこと) このコードは、特定のレトロに関連するすべての書類と銀行振込に引用すること。 生産者がRetro Advice noteに署名した日が「宣言」日となり、その日をもってレトロ認証された数量がフェアトレード認証茶となる。 茶葉を梱包し、販売する前に、署名されたRetro Advice noteを必ず受領すること。 また、最初の買い手でない場合は、この取引を輸出業者に伝え、輸出業者が追加価格とプレミアムを伝える責任を負うという確認書を受け取ること。	レトロ認証事前通知書に不備がある。もしくは、レトロ認証事前通知書に双方の署名がされる前に茶をフェアトレード認証にした。もしくは、レトロ認証事前通知書のコピーを、retro.tea@fairtrade.netに5日 (就業日) 以内に送っていない。	レトロ認証事前通知書が完全である。かつ、レトロ認証事前通知書に双方の署名がされたあとに茶をフェアトレード認証にした。さらに、レトロ認証事前通知書のコピーを、retro.tea@fairtrade.netに5日 (就業日) 以内に送った。			
Tea 1.1.1-1.1.3	4.5.0.20	ペイヤー	Tea (Retro Certification) C	C	(ペイヤー) (茶) (レトロ認証の場合適用) CTCアフリカ茶の場合、最初の請求書に記載された購入量の30%まで、特定のフェアトレード認証生産者からレトロ認証を受けることができます。遡及申告できるのは、最初の購入請求書の月から3ヶ月後まで。	購入した量のうち30%以上をレトロ認証にした。もしくは、請求書の日付から遡って3か月以上たった後にレトロ認証にした。	購入した量のうち最大30%をレトロ認証にした。また、請求書の日付から遡って3か月以内にレトロ認証にした。			



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Tea 1.1.1-1.1.3	4.5.0.21	ペイヤー	Tea (Retro Certification)	C	(ペイヤー、コンペイヤー) (茶) (レトロ認証の場合適用) オーソドックス茶葉とアフリカ産以外のCTC茶葉については、最初の請求書に記載された購入量の100%まで、特定のフェアトレード認証生産者からレトロ認証を受けることができる。遡及申告できるのは、最初の購入請求書の月から3ヶ月後まで。	請求書の日付から遡って6か月以上経ったあとに、レトロ認証にした。		請求書の日付から遡って6か月以内に、レトロ認証にした。		
Tea 1.1.1-1.1.3	4.5.0.22	ペイヤー、製造・卸	Tea	C	(ペイヤー) (茶) 最初の買い手でない場合は、この取引を輸出者に通知し、輸出者が追加価格とレトロ認証された数量のプレミアムを伝える責任を負うことの確認を受けとること。	フェアトレード支払者とコンペイヤーの間に書面による合意が無い。		フェアトレード支払者とコンペイヤーの間に、書面による合意がある。		



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fibre crops 4.1.2	4.5.0.29	ペイヤー	Cotton	C	<p>(ペイヤー) (コットン)</p> <p>認証事業者が、シードコットンを認証のものとして購入する場合、または、フェアトレード認証製品として売る場合は、以下の条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> - シードコットンはフェアトレードのものとして生産されていること - 買い手は、販売から15日(カレンダーデー)以内に供給生産者 (SPOかPEB) に報告すること - 買い手は、各供給生産者に、フェアトレードとして売ったシードコットンの量、価格調整 (該当する場合、市場価格とフェアトレード価格の差異)、フェアトレードプレミアムを支払い期日を報告すること - 認証事業者は、コットンの産品別基準4.3.4項に従ってプレミアムと調整された製品価格を生産者に支払っていること。 - 認証事業者が、特定の割合のシードコットンをフェアトレードとして販売している場合、プレミアムと価格の調整額 (該当する場合のみ) の支払い額は、各生産者から購入した量に応じて計算されること。 - 二番めの購入者が、特定の生産者のコットンを要求した場合、フェアトレード価格とプレミアムはその生産者へ支払われること。 	いいえ		はい		
FLOCERT Requirement 4.5.0.30		ペイヤー	Cocoa from Ghana	C	<p>認証事業者は、書面にて認証カカオ豆をガーナのCOCOBODから調達する意思があることを認証機関に通知していなければならない。</p>	No		Yes		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
FLOCERT Requirement 4.5.0.31		ベイヤー	Cocoa from Ghana	C	<p>(ベイヤー) (ガーナ産カカオ) 認証事業者は、COCOBOD/CMCを通して供給している生産者組織と、認証原料に関する売買契約/覚書に署名すること。契約または覚書は、産業の規則に従い、最低の内容について明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 合意された数量 - 品質仕様 - 価格設定セクションの要件に従って定義された価格 - 支払われるフェアトレードプレミアムの額(価格とは別に表示される) - フェアトレード価格とフェアトレードプレミアムの支払い責任者 - 透明性があり、追跡可能でなければならない支払形態 - 価格とプレミアムの支払いが、フェアトレード価格表に定義された通貨と異なる通貨で行われる場合に使用する為替レートの日付 - 事前融資の条件と金額(該当する場合) - 品質問題が発生した場合の手続き - 国際商業用語(インコタームズ)を使用した納品条件 - 製品規格に基づく支払条件 - 不可抗力の定義または言及 - 適用される裁判管轄に関する合意 - 紛争を解決するための代替的な紛争解決メカニズム。 - 価格差(基準価格とFTMPの差)がある場合は、その差額の支払い。 <p>両契約当事者は、同等の契約解除権を有する。”</p>	いいえ		はい		
FLOCERT Requirement 4.5.0.32		ベイヤー	Sugar	C	<p>(ベイヤー、コンベイヤー) (さとうきび糖) (レトロ認証の場合適用) フェアトレードベイヤーや輸出業者が、製品の生産元を確認できるような根拠書類を保持していれば、副次的な製品や派生品は、レトロ認証できる。</p>	製品の生産元を確認できるような根拠書類を保持していないにも関わらず、副次的な製品や派生品がレトロ認証されている。		製品の生産元を確認できるような根拠書類を保持しており、副次的な製品や派生品がレトロ認証されている。		
Cocoa 4.5.1	4.5.0.35	ベイヤー	Cocoa	C	<p>(カカオ)(ベイヤー、コンベイヤー)生産者(または該当する場合はコンベイヤー)調達計画を提供すること。調達計画は、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 各収穫毎の計画を提示し、 - カカオ取引シーズンの1ヶ月前に最低1ヶ月前に提供され、 - 少なくとも毎年更新されること。 	調達契約が提出されていない。	調達計画が要求事項に沿っていない。	調達計画が要求事項に沿って提出されている。		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Fruit 4.5.15	4.5.0.36	バイヤー, 製造・卸	Fresh Fruit, Banana	C	(輸入者) (バナナを含む生鮮果物) (レトロ認証が適用される場合) 輸入者は、認証ラベルの貼付されていない生鮮果物に対してのみレトロ認証が適用され、レトロ認証された生鮮果物はライセンスに代わって認証事業者によって認証ラベルが貼付されることを確認すること。	いいえ		はい		
Fresh fruit (SPO) 4.5.4.5.0.37	4.5.0.37	バイヤー, 製造・卸	Fresh Fruit, Banana	C	(輸入者) (バナナを含む生鮮果物) (レトロ認証が適用される場合) 輸入者は、レトロ認証の取引後5営業日以内に生産者、輸出組織 (該当する場合) にレトロ認証の適用を通知すること。	生産者、輸出組織に情報が通知されていない。	情報は通知されたが、5営業日以内ではない、または (かつ)、輸出組織から書面で確認書を受領していない。	情報が5日営業日以内に通知され、かつ輸出組織から書面で確認書を受領している。		
Fresh fruit (SPO) 4.5.4.5.0.38	4.5.0.38	バイヤー, 製造・卸	Fresh Fruit, Banana	C	(輸入者) (バナナを含む生鮮果物) (レトロ認証が適用される場合) 認証事業者は フェアトレード プレミアムとフェアトレード価格の調整額を生産者または輸出組織に、認証製品として販売した15日 (カレンダーデー) 以内に支払うこと。 生産者からの、最初のバイヤーでなければ、輸出組織がレトロ認証果物の追加価格とプレミアムをバイヤーに代わって送金する責任があることを確認する。輸出業者からの書面があること。	商品代金、プレミアムの調整額が支払われていない、または輸出組織が生産差へ調整額を送金する責任を負うことを確認できる書面がない。	商品代金とプレミアムの調整額は支払われていたが、金額が正しくない。	商品代金とプレミアムの調整額が正しく支払われていた。または、輸出組織が生産差へ調整額を送金する責任を負うことを確認できる書面がある。		ランク3に加え、輸出組織によって調整額の支払いがなされたことを示す証拠書類がある。
Fresh fruit (SPO) 4.5.4.5.0.39	4.5.0.39	バイヤー, 製造・卸	Fresh Fruit, Banana	C	(輸入者) (バナナを含む生鮮果物) (レトロ認証が適用される場合) レトロ認証の取引をする際には、以下の記録を残すこと。 - 生産者組織から生鮮果物を購入した日 - 取引の特定 - コンテナ・積み荷情報 - 売り手と買い手の特定 - レトロ認証を適用する生鮮果物の量 - プレミアム金額 - 商品代金の調整額 (該当する場合) - 生産者へ調整額を支払う/送金する責任者	記録がない	すべての項目に関する記録がない。	完全な記録がある。		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Tea (SPO) 4.4.2	4.5.0.42	ペイヤー	Tea	C	(Tea) (Applicable as of 01 April 2022) (Only applicable to traders buying and processing green tea leaves) If you buy green tea leaves, you buy as Fairtrade eligible to process and sell as Fairtrade, provided that the conditions below are met: - Fairtrade eligible means green leaves were produced as Fairtrade - You act as price and / or premium conveyor, the entity buying tea from you acts as a Fairtrade minimum price and premium payer and this arrangement is outlined in the contract between you and producer. - You purchase the Fairtrade eligible green tea leaves at least at the prevailing market prices and you pay the producer promptly but not later than 7 days from transfer of ownership. Any alternate arrangement can be made provided it is beneficial to the producers and agreed on in a contract. - When the processed/made tea is sold as Fairtrade you inform promptly (within 7 days of signing a sales contract with the buyer) each of the supplying producers of the volumes of their Fairtrade eligible green leaves tea sold as Fairtrade - You pay the producer price differential (if applicable) and the Fairtrade Premium no later than 15 days after receipt of payment from payer (see requirement 4.3.4) When you sell only the percentage of total volume bought as Fairtrade eligible green tea leaves, this percentage is applied to each	Conditions are not met OR no payment of Fairtrade Premium and price adjustment on a pro rata basis (if applicable)		Conditions are met AND payment of Fairtrade Premium and price adjustment on a pro rata basis (if applicable)		
4.6										
4.6.1	4.6.0.01	ペイヤー	ALL	C	Sharing Risks (生産者からの最初の購入者) 品質に関するクレームは、すべての詳細を書面に記すこと。そして、判明次第できるだけすみやかに生産者と連絡をとること。	品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記していない。もしくは、判明した後すぐに生産者と連絡をとっていない。		品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記している。さらに、判明次第できるだけすみやかに生産者に連絡している。		品質に関するクレームについて、すべての詳細を書面に記録している。さらに、判明次第できるだけすみやかに生産者に連絡している。かつ、生産者の責任を越える範囲で発生した品質問題は、品質の苦情を出さない。さらに、その品質問題について、生産者は責任を負わない。
4.6.1	4.6.0.02	ペイヤー	ALL	C	(生産者からの最初の購入者) 生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出してはいけない。	生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出している。		生産者の責任範囲を超えて発生した品質問題に対して、品質の苦情を出していない。		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh fruits (SPO) 4.4.4.6.0.03		ペイヤー、製造・卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む) (品質クレームを発行した場合のみ適用) 輸送された生鮮果物が合意された品質基準を満たしていない場合、品質に対するクレームは、以下のいずれかでなされること: ・ (輸入者) 仕向港でリリースされてから2営業日以内 ・ (熟成者) 果物の領収書を受け取ってから8営業日以内。ただし、仕向港に果物が到着してから15日 (カレンダーデー) まで。 ・ (輸入組織や他の認証事業者から購入するトレーダー) 生鮮果物を受け取ってから2営業日以内、ただし仕向港に生鮮果物が到着してから30日 (カレンダー) まで。	いいえ		はい		
Fresh fruits 4.5.5 (SP) 4.6.0.04		ペイヤー、製造・卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む) (品質クレームを受領した場合のみ適用) 品質のクレームに関しあなたの組織が責任をとる組織に該当しない場合、またはあなたの組織で品質クレームを取り扱わない場合、36時間以内に関連するサプライチェーンの組織に品質クレームを伝達すること。(週末と公休日は除く)	いいえ		はい		
Fresh Fruits (SOP) 4.4.6.0.05		ペイヤー、製造・卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む) (品質クレームをした場合にのみ適用) 売り手が品質クレームを受領した後5日以内に、カウンター品質検査を実施すること。	いいえ		はい		
Fresh Fruits 4.5.1 (SF) 4.6.0.06		ペイヤー、製造・卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む) (品質クレームをした場合にのみ適用) 品質に関するクレームは、最低以下の情報を含んでいること: ・ 輸送に関する詳細なデータ (積み荷の日付、船の名前、フェアトレード認証製品の総量 (ボックス数、重量)、仕向港、あればコンテナを特定する情報) ・ 欠陥を写した写真、影響のあったパレットのすべてのコード、品質問題 (1つのパレット、コンテナにつき何箱のボックスが影響を受けたのか等)の説明	いいえ		はい		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Fruits (SPO) 4. 4.6.0.07		バイヤー, 製造・卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む) (品質クレームを受領した場合のみ適用) 生鮮果物の返品(辞退)を承諾しない場合、認可された測定士によるカウンター検査を手配することを、品質クレームを受けた後2営業日以内に書面で買手(または ripener)に通知すること。バイヤーと特定の合意がない場合には、カウンター検査の費用はクレームを受領した認証事業者が支払うこと。	バイヤーに通知されていない。	バイヤーに通知されたが、2営業日以内ではなかった。	バイヤーに2営業日以内に通知されている。		
Fresh Fruits (SPO) 4.4.6.0.08		バイヤー, 製造・卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む) (バイヤー) (輸入組織) (shortfalls in ordersのため、積み荷の一部がフェアトレードとして販売できない場合に適用) 積み荷重量の最大10%を超えて非フェアトレード条件を適用しては行けない。	各出荷量の10%を超えて非フェアトレード条件を適用している、または shortfalls in ordersが原因で、非フェアトレード条件が適用されたことが判断できない。		shortfalls in ordersを理由に、各出荷量の最大10%を上限として非フェアトレード条件を適用しており、この割合を超える shortfalls に対する任意の財政上の損失を想定している。		
Fresh Fruits 4.5.11 & 4.6.0.09		バイヤー, 製造・卸	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナ) (バイヤー) (輸入組織) (Shortfalls in orders, または品質問題があった場合のみ適用する) Shortfalls in sales、または品質クレームのために、非認証フルーツとして販売する場合、すべての取引の書類には「non-Fairtrade」(非フェアトレード認証)として取り扱われたことがわかるように記載すること。「フェアトレード」の参照が書類から削除できない場合には、製品が非認証条件で販売されたことを文書で残すこと。	フェアトレードの参照が削除されておらず、生鮮果物はフェアトレード条件で販売されていた。		フェアトレードの参照がすべての書類から削除されている。または、非認証条件として販売されたことを示す免責文書 (disclaimer)がある。		
Fresh Fruits 4.5.11	4.6.0.10	バイヤー	Banana, Fresh Fruit	C	(生鮮果物、バナナを含む) (バイヤー) (輸入組織) 非フェアトレード条件で購入された認証ラベルが貼付された果物、つまり Shortfallsなどの理由で非認証果物として変更された果物は、認証果物を取り扱っている顧客に販売しないこと。(例: 小売業者など)	いいえ		はい		
Honey 4.4.1	4.6.0.11	バイヤー, 製造・卸	Honey	V	(はちみつ) 気候変動に関連するリスクを軽減させるためのサポートを生産者に行っている。	気候変動に関するリスクを軽減させるサポートを行っていない。	不定期なサポートを行っているが、リスクを緩和するには不十分である。	ある程度の気候変動に関するリスクを軽減させるサポートが実施された。		気候変動に関するリスクを軽減させる定期的なサポートが実施されている、またトレーニングや他のサポートが記録されている。



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fresh Fruits (SPO) 4. 4.6.0.12		ペイヤー, 製造・卸	Banana, Fresh Fruit	C	<p>(生鮮果物、バナナを含む) (生産者への品質クレームを発行した場合に適用する) 生産者が品質問題の責任をとることを承諾した場合、認証事業者は以下のコストのみを請求すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果物とパッケージ (FOBプライス) の代金 ・輸送費 (仕向港まで) ・輸送する際にすでに支払われた輸入にかかる税 <p>請求されるコストは、透明性を証明できなければならず、為替レートは原産国で船積みした日のレートが適用される。</p>	生産者への請求金額の透明性を示す証拠がない、または(かつ)、生産者から品質の問題を承諾したという証拠がない。		生産者によって品質クレームが承諾された証拠があり、請求金額の透明性を示す証拠がある。		
Fresh Fruits (SPO) 4. 4.6.0.13		ペイヤー, 製造・卸	Banana, Fresh Fruit	C	<p>(生鮮果物、バナナを含む) (品質クレームが生じた場合に適用) 生鮮果物の品質に関する任意の紛争を和解する究極の根拠として、認定をうけた独立性のある測量師による検査結果を受けれること。</p>	いいえ		はい		
Fresh Fruits (SPO) 4. 4.6.0.14		ペイヤー, 製造・卸	Banana, Fresh Fruit	C	<p>(生鮮果物、バナナを含む) (輸入組織) (Shortfalls や品質クレームが生じた場合のみ適用) 輸入組織は、生鮮果物が仕向港に到着してから6週間以内に生産者を含むサプライチェーンのすべての認証事業者に、理由 (品質クレーム又は、Shortfalls) とともに、非認証果物として販売することを通知すること。</p>	サプライチェーンの認証事業者に連絡されていない。	サプライチェーンの認証事業者には連絡されていたが仕向港に到着してから6週間以内ではなかった。	認証事業者には、理由とともにオンタイムで通知されていた。		
Fresh Fruits (SPO) 4. 4.6.0.15		ペイヤー	Banana, Fresh Fruit	C	<p>(生鮮果物、バナナを含む) (ペイヤー、輸入者) (非認証製品としての販売が生じた場合) 認証製品であった果物が非認証製品として販売されることがあった場合、仕向港に到着後6週間以内に都度認証機関に連絡をすること。品質クレームの場合は、生産者に請求する金額を含めて連絡すること。</p>	認証機関に非認証製品としての販売実績があったことや、品質クレームの連絡がなされていない。		認証機関に報告がなされて、クレームの内容が承認された。(品質クレームの場合)		



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Coffee 4.5.1	4.6.0.16	ペイヤー	ALL	C	(ペイヤー、コンペイヤー)(コーヒー)(2021年7月15日より前にフェアトレード認証を取得または申請したペイヤーおよびコンペアの場合、2022年1月15日時点で締結された契約にのみ適用される) 生産者団体と合意した固定価格契約（ジャン決め価格契約）において、コーヒーを供給する生産者にヘッジ費用を課してはならない。	ヘッジ費用が生産者に課されている兆候がある。		ヘッジ費用が生産者に課されていない兆候がない。		
4.7					Capacity Building					
4.7.1	4.7.0.01	ペイヤー、製造・卸	ALL	V	生産者または労働者のフェアトレード開発計画、もしくはプレミアム計画をサポートする。または、生産者もしくは労働者が決定した運用上の、生産の、または組織に関する能力強化の活動をサポートすること。	生産者または労働者のフェアトレード開発計画、もしくはプレミアム計画をサポートしていない。	不定期に/一度限りのフェアトレード開発計画かプレミアム計画のサポート、もしくは他のサポートを一部の生産者組織に行った。しかし、サポートの領域は、生産者/労働者が選んでいない。	不定期の/一度限りのフェアトレード開発計画かプレミアム計画のサポートを一部の生産者組織に行った。また、サポートの領域は、生産者/労働者が選んだ。	定期的なフェアトレード開発計画かプレミアム計画のサポート、もしくは他のサポートを一部の生産者組織に行った。また、サポートの領域は、生産者/労働者が選んだ。	定期的なフェアトレード開発計画かプレミアム計画のサポート、他のサポートをすべての生産者組織に行った。また、サポートの領域は、生産者/労働者が選んだ。
4.7.2	4.7.0.02	ペイヤー、製造・卸	ALL	V	(供給者から調達する買い手と、生産者から直接調達する買い手どちらにも適用) 脆弱な生産者組織から、認証原料（製品）を調達すること。	脆弱な生産者組織から、認証原料（製品）を調達していない。	不定期に/一度限り、脆弱な生産者組織から認証原料（製品）を調達している。	定期的に、脆弱な生産者組織から、認証原料（製品）を調達している。	定期的に、1つ以上の脆弱な生産者組織から、認証原料（製品）を調達している。	定期的に、脆弱な生産者組織からのみ、認証原料（製品）を調達している。
4.7.3	4.7.0.03	ペイヤー、製造・卸	ALL	V	生産者のため、マーケットのつなぎ役として活動すること	マーケットのつなぎ役として活動していない。	不定期に/一度限り、マーケットのつなぎ役として活動している。	定期的にマーケットのつなぎ役として活動している。	1人以上の生産者のために、定期的にマーケットのつなぎ役として活動している。	すべての生産者のために、定期的にマーケットのつなぎ役として活動している。
Cocoa 4.1.2	4.7.0.04	ペイヤー、製造・卸	Cocoa	C	(カカオ) (トレーニングなどのサポートを生産者組織に提供している場合に提供される) 提供されるサービスのすべての利用規約(手数料を含む)について、生産者組織と書面で事前に同意している。	No written agreement in place with the producers on the terms and conditions of the services provided.		There is a written agreement on the terms and conditions of the service.		
Cocoa 4.1.2	4.7.0.05	ペイヤー、製造・卸	Cocoa	C	(カカオ) (トレーニングなどのサポートを生産者組織に提供している場合に提供される) You do not put pressure on producers to accept the services and the fee, nor do you make it a condition of purchase.	Producers are pressured to accept the offer.		There is no pressure put on producers.		
4.8					Trading with Integrity					
4.8.1	4.8.0.01	ペイヤー、製造・卸、ライセンス	ALL	M	認証事業には、生産者または他のトレーダーの能力を明らかに損なう不正な慣行に従事している、またはサプライヤーがフェアトレード基準を順守することを困難にするような競争または取引条件を強制している、といった兆候がない。	トレーダーによる不正な取引が明らかである。	監査において、不正な取引の事例があることが明らかにされた。	不正な取引が行われたという明確な事実がない。		不正な取引があったという事実がない。かつ、不正取引の禁止が、企業の法令等遵守方針の重要項目として指定されている。



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	CC N°	Applicable for	Product	CC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Fibre Crops	4.8.0.10	ペイヤー, 製造・卸	Cotton	C	(コットン) (フェアトレード調達制度 (FSI) の傘下でのみ動く紡績会社は適用しない) 認証業者と、それらの追加施設 (製造委託組織を含む) は、コットン産品基準に定義されたILO条約を順守する努力を示す有効な "Social Indicator" を持っていること。	Social Indicatorがない。	有効なSocial Indicatorがない。	有効なSocial Indicatorがある。		
Standard interpretatic 4.8.0.11		ペイヤー, 製造・卸	Coffee, Fruit Juice	C	(オレンジジュース、コーヒー) (生豆の売買に適用) フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格 (該当する場合) 以下で認証原料を売買してはならない。	フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格 (該当する場合) 以下で認証原料 (製品) の売買が通常に行われている。	フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格 (該当する場合) 以下で認証原料 (製品) の売買がなかった。	フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格 (該当する場合) 以下で認証原料 (製品) の売買がなかった。		ランク3に加え、フェアトレード最低価格、プレミアム、オーガニックの上乗せ価格 (該当する場合) 以下で認証原料 (製品) の売買を禁止する事が、認証事業者のコンプライアンスポリシーに不可欠な部分として取り決められている。
Fresh fruits (SPO) 4.8.0.12		ペイヤー, 製造・卸	Fresh Fruit, Banana	C	(輸入者)(生鮮果物) Shortfalls in sales を理由に、非認証として取引された製品に、認証ラベルを貼付して認証事業者、非認証事業者に販売している事実が確認できない。	そのようなことが、習慣として行われている。	そのようなことがまれに起こっていた。	そのような事実は確認できない。		
Standard Interpretatic 4.8.0.14		ペイヤー, 製造・卸	Cocoa	C	(カカオ)(ガーナ、コートジボワール) (カカオ豆を売買する場合にのみ該当) 各カカオシーズンに該当するフェアトレード最低価格との差を顧客に請求する場合は、同じフェアトレード最低価格との差で生産者組織からカカオ豆を購入したことを証明すること。	顧客に請求するフェアトレード最低価格との差と、生産者組織に支払った最低価格との差を裏付ける証拠がない。		顧客に請求するフェアトレード最低価格との差と、生産者組織に支払った最低価格との差を裏付ける証拠がある。		カカオ豆が生産者団体からいつ購入されたか (例えば各カカオシーズンに適用されるフェアトレード最低価格との差を含め、カカオシーズンごとに購入された合計数量)、およびこれが特定の期間中にカカオの価格にどのように影響するかを記載した、明確な価格決定方針が顧客との間に取り決められている。



FLOCERT
assuring fairness

Certifier for



NSF Checklist TC 8.28 EN-GB

FLJ文書番号: B-B07-S02 V3.8

FLO-CERT GmbH Public Compliance Criteria List - Trade Certification
Compliance Criteria

Reference	GC N°	Applicable for	Product	GC Type	Compliance Criteria (日本語)	Rank 1	Rank 2	Rank 3	Rank 4	Rank 5
Standard Interpretatic 4.8.0.15		ペイヤー, 製造・卸	Cocoa	C	(カカオ)(コートジボワールまたはガーナからサプライヤー経由でカカオ豆を購入する場合のみ適用) 各カカオシーズンに該当するフェアトレード最低価格との差を顧客に請求する場合は、同じフェアトレード最低価格との差で生産者組織からカカオ豆を購入したことを証明すること。					
Standard Interpretatic 4.8.0.16		ペイヤー, 製造・卸	Cocoa	C	(カカオ)(コートジボワールまたはガーナからサプライヤー経由でカカオ豆を購入する場合のみ適用) 認証事業者はそれぞれのカカオシーズンに適用されるフェアトレードの最低価格の差額の支払いを拒否することで、サプライヤーに圧力をかけてはならない。					
Coffee 4.6.1	4.8.0.17	ペイヤー	Coffee	C	(ペイヤー、コンベイヤー)(コーヒー)(2021年7月15日より前にフェアトレード認証を取得または申請したペイヤーおよびコンベイヤーの場合、2022年1月15日時点でのみ適用されます) 生産者組織が、非公認製品の数量を割引価格で販売することを条件に、生産者団体からフェアトレード認定製品を購入してはならな					